

品質確保法手続きの手引き（ダイジェスト版）

令和3年9月

九州経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課

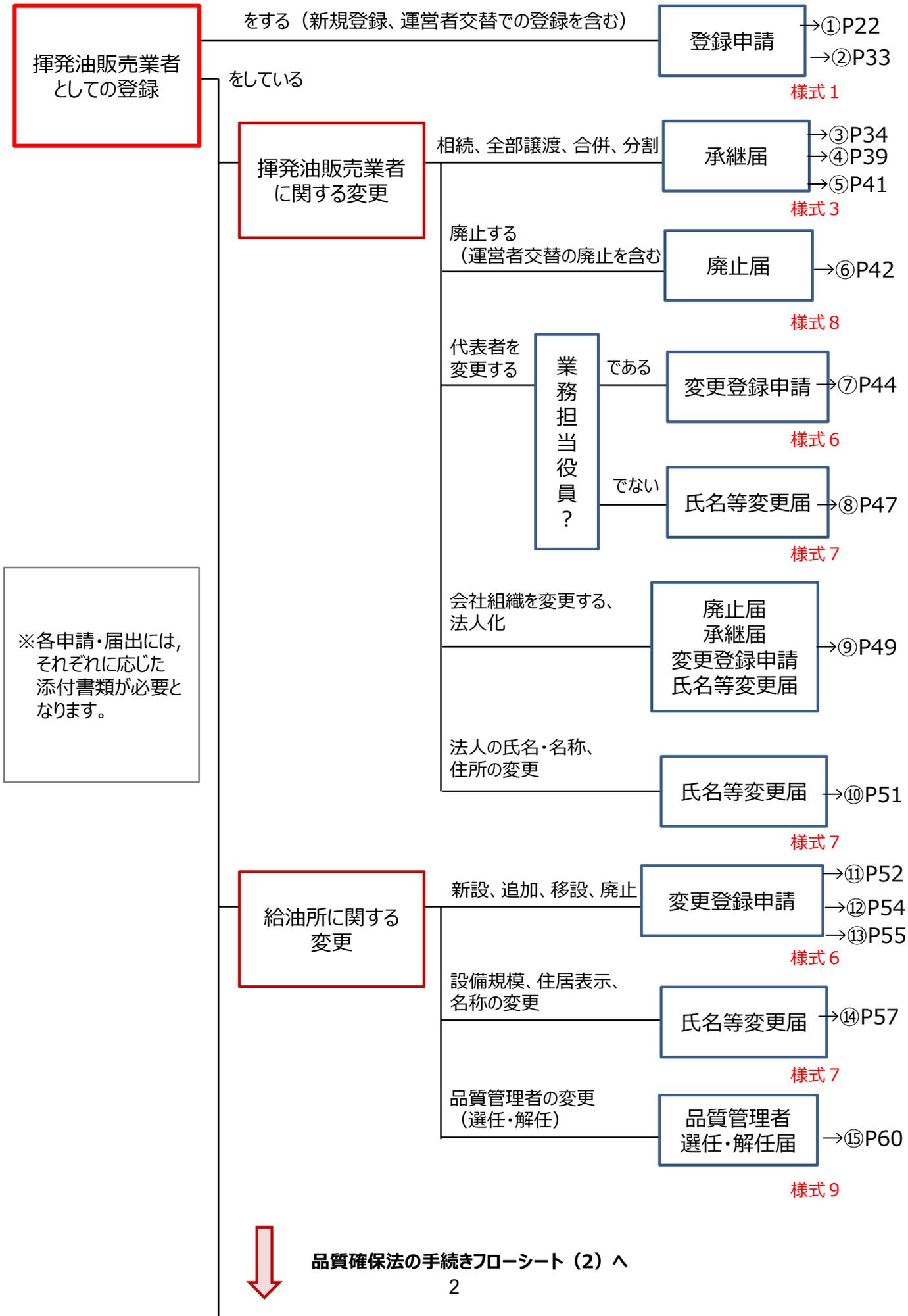
（目次）

1. 品質確保法について（「登録」とは、を附記）	8
（「石油関連規制と規制改革の推移」出所：石油連盟「今日の石油産業2016」を掲載）	
2. 品質確保法のポイント	11
3. 手続き先及び提出部数について	17
4. 品質確保法による揮発油販売業者の申請・届出に必要な添付書類一覧 （備蓄法の手続きを右欄に附記）	20
5. 諸手続きに関する必要書類、記載例、解説について	22
○揮発油販売業登録、変更登録、諸届出に関する手続き （2ページと3ページを参照）	
○揮発油の分析に関する手続き （4ページと5ページを参照）	
○各様式のアドレス （6ページと7ページを参照）	
6. 特定加工業等について（簡略）	84
7. 備蓄法について	88
①（特定）石油販売業開始届出書（記入例）	92
②（特定）石油販売業変更届出書（記入例）	98
③（特定）石油販売業廃止届出書（記入例）	99
8. 商業登記簿謄本（登記事項証明書）について	100

*上記「品質確保法」の正式名称は、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」です。

*上記「備蓄法」の正式名称は、「石油の備蓄の確保等に関する法律」です。

品質確保法の手続きフローシート (1)



○揮発油販売業者としての登録（新規登録）

- ①給油所を新設する（初めて給油所を持つ）場合・・・ 2 2
- ②給油所の運営者を交代する（初めて給油所を持つ）場合・・・ 3 3

○揮発油販売業者に関する変更

- ③個人相続する場合・・・ 3 4
- ④事業を全部譲渡する場合・・・ 3 9
- ⑤法人の合併を行う場合・・・ 4 1

- ⑥給油所を廃止する（全てを廃止する）場合・・・ 4 2

- ⑦代表者（業務担当役員）を変更する場合・・・ 4 4

- ⑧代表者を変更する場合・・・ 4 7

- ⑨会社組織を変更する及び法人化の場合・・・ 4 9

- ⑩個人事業者または法人等の氏名・名称・住所を変更する場合・・・ 5 1

○給油所に関する変更

- ⑪給油所を新設する（給油所を追加する）場合・・・ 5 2

- ⑫給油所の運営者を交代する（既登録業者が給油所を追加する）場合・・・ 5 4

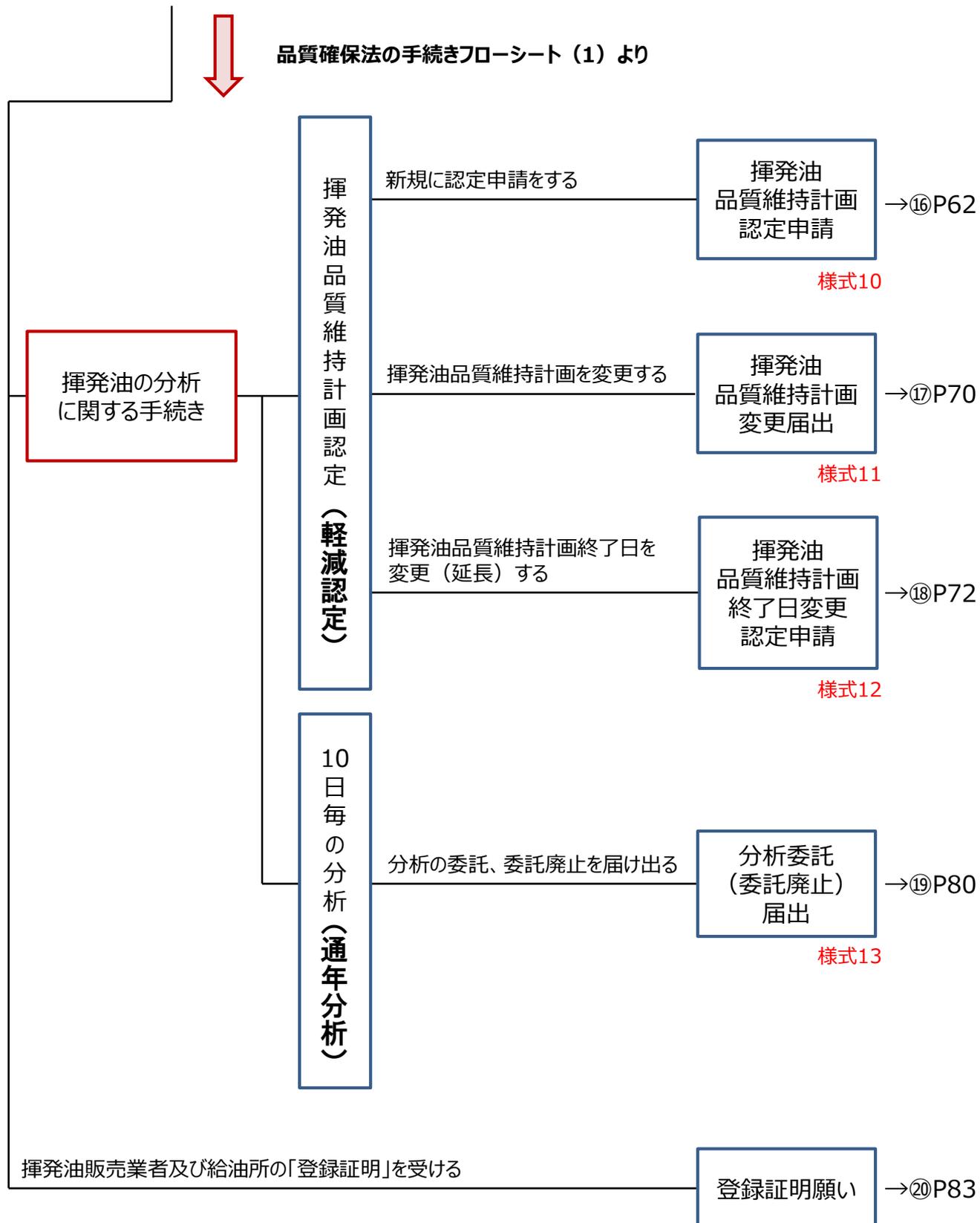
- ⑬給油所を廃止する（一部を廃止する）場合・・・ 5 5

- ⑭給油所の設備規模・住居表示・名称を変更する場合・・・ 5 7

- ⑮品質管理者の変更（選任・解任）を行う場合・・・ 6 0

品質確保法の手続きフローシート (2)

品質確保法の手続きフローシート (1) より



※各申請・届出には、
それぞれに応じた
添付書類が必要と
なります。

○揮発油の分析に関する手続き

*揮発油品質維持計画認定（軽減認定）

⑯揮発油品質維持計画を新規に認定申請する場合・・・・・・・・・・ 62

⑰揮発油品質維持計画を変更する場合・・・・・・・・・・ 70

⑱揮発油品質維持計画終了日を変更（延長）する場合・・・・・・・・・・ 72

*10日毎の分析（通年分析）

⑲分析委託（委託廃止）を届出する場合・・・・・・・・・・ 80

○登録証明

⑳揮発油販売業者、給油所の登録証明が必要な場合・・・・・・・・・・ 83

ホームページのご案内 1

http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/sekiyu/sinsei.html

政策紹介 || 報道発表 || イベント情報 || 補助金・公募

九州経済産業局 > 政策紹介 > 石油・LPガス > 申請・届出様式等

申請・届出様式等

石油販売業について（石油の備蓄の確保等に関する法律）

石油の備蓄の確保等に関する法律（以下：備蓄法）により、石油販売業を行おうとするものは、経済産業省（又は経済産業局）に届け出なければなりません。

石油販売業に関する手続き

【石油販売業マニュアル】(PDF:17KB)

様式第17（特定）石油販売業開始 [出書](#) | [記載例\(PDF:192KB\)](#) | [様式\(Word:36KB\)](#)

様式第18（特定）石油販売業変更 [出書](#) | [記載例\(PDF:179KB\)](#) | [様式\(Word:22KB\)](#)

様式第19（特定）石油販売業廃止 [出書](#) | [記載例\(PDF:151KB\)](#) | [様式\(Word:21KB\)](#)

揮発油等の販売業について（揮発油等の品質の確保等に関する法律）

給油所（ガソリンスタンド）を開業するなど、揮発油販売業を営もうとする方は『揮発油等の品質の確保等に関する法律（以下：品質法）』に基づき、経済産業省（又は経済産業局）の登録を受けなければなりません。各様式等に従って、申請・届出を行ってください。

揮発油販売業に関する手続き

品質確保法手続きの手引き【ダイジェスト版】(PDF:2,361KB)

揮発油販売業及び石油販売業に関する申請・届出に必要な添付書類一覧 (PDF:156KB)

揮発油販売業に関する申請・届出に必要な添付書類一覧【詳細版】(PDF:165KB)

申請等様式集(Word:91KB)

新設 追加	給油所を新設する（初めて給油所を持つ）場合	手引き(PDF:703KB)	必要様式(Word:○KB)
	給油所を新設する（給油所を追加する）場合	手引き(PDF:685KB)	必要様式(Word:○KB)
	給油所の運営者を交代する（初めて給油所を持つ）場合	手引き(PDF:703KB)	必要様式(Word:○KB)
	給油所の運営者を交代する（既登録業者が給油所を追加する）場合	手引き(PDF:686KB)	必要様式(Word:○KB)
廃止	給油所を廃止する（一部を廃止する）場合	手引き(PDF:602KB)	必要様式(Word:○KB)
	給油所を廃止する（全てを廃止する）場合	手引き(PDF:540KB)	必要様式(Word:○KB)
合併 変更等	会社組織を変更する場合	手引き(PDF:781KB)	必要様式(Word:○KB)
	法人の合併を行う場合	手引き(PDF:698KB)	必要様式(Word:○KB)
	事業を全部譲渡する場合	手引き(PDF:736KB)	必要様式(Word:○KB)
	個人相続する場合	手引き(PDF:694KB)	必要様式(Word:○KB)
その他 変更事項等	代表者（業務を行う役員）を変更する場合	手引き(PDF:673KB)	必要様式(Word:○KB)
	代表者を変更する場合	手引き(PDF:608KB)	必要様式(Word:○KB)
	個人事業者または法人等の氏名・名称・住所を変更する場合	手引き(PDF:608KB)	必要様式(Word:○KB)
	給油所の設備規模・住居表示・名称を変更する場合	手引き(PDF:661KB)	必要様式(Word:○KB)
登録の証明が必要な場合	品質管理者の変更（選任・解任）を行う場合	手引き(PDF:445KB)	必要様式(Word:○KB)
	登録の証明が必要な場合	手引き(PDF:193KB)	必要様式(Word:○KB)

備蓄法の開始届出の様式①

備蓄法の変更届出の様式②

備蓄法の廃止届出の様式③

品質確保法手続きの手引き
（ダイジェスト版）

品質確保法の様式(①を含む)

①の様式

⑪の様式

②の様式

⑫の様式

⑬の様式

⑥の様式

⑨の様式

⑤の様式

④の様式

③の様式

⑦の様式

⑧の様式

⑩の様式

⑭の様式

⑮の様式

⑳の様式

ホームページのご案内 2

http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/sekiyu/sinsei.html

品質維持計画認定制度

《分析義務》

揮発油販売業者は揮発油・軽油・灯油について、品確法で定める規格に適合しないものの販売が禁止されており、揮発油については10日毎に1回（品質維持計画の認定を受けた場合は計画期間中に1回）の分析を行う義務があります。

更に、その分析結果を記した帳簿を2年間保管しなければなりません。

- 揮発油販売業者は、下記条件を満たす場合、申請により揮発油品質維持計画の認定を受けることができます。
 - 流通経路が特定されている揮発油生産業者等から給油所に至る主たる流通経路が予め定められている。
 - 連帯して損害賠償の責任を負う揮発油販売業者により販売された揮発油により消費者に損害を与えた場合、揮発油生産業者、卸業者等主たる流通経路にある全ての者が、販売業者と連帯して損害賠償の責任を負う旨の契約を締結している。
 - 販売する揮発油が強制規格に適合している申請前1ヶ月間（3回）の品質確認の結果、強制規格に適合しないものがないことを証明する必要あり。
- 認定を受けると、分析義務が“10日毎に1回”から“認定計画期間中に1回”（計画期間が1年を超える場合は1年以内に1回）に軽減されます。

なお、品質維持計画における計画期間は最長2年と規定されております。

 - ※認定を受けた給油所は、その旨の内容を記した表示が必要です。
 - ※主たる流通経路等に変更があった場合、変更手続きが必要です。

品質維持計画認定申請
様式集 (16、18)

品質維持計画
変更届出様式 (17)

申請様式 (一式) | 記載例 (PDF:175KB) | 申請様式 (Word:46KB) |

変更届出様式 (Word)

機密性○

(豆知識)

(体系)

(法律)・・・国会で制定。

- ・揮発油等の品質の確保等に関する法律 (昭和51年11月25日法律第88号)

|

(政令)・・・内閣で制定。

- ・揮発油等の品質の確保等に関する法律施行令 (昭和52年5月17日政令152号)

|

(省令)・・・省で制定。

- ・揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則
| (昭和52年5月17日通商産業省令24号)

|

(告示・通達)・・・省内部署で制定。

(解説書)

- ・品質確保法の解説 1996年版 資源エネルギー庁石油部流通課・精製課編
- ・「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の解説 2010年10月 社団法人全国石油協会

1. 品質確保法について

※上記の「品質確保法」の正式名称は、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」です。

（「揮発油等の品質の確保等に関する法律」の解説（2010年10月版）から抜粋）

～はじめに～

「揮発油等の品質の確保等に関する法律」は、平成8年3月末で「特定石油製品輸入暫定措置法（略称：特石法）」が廃止され、石油製品の輸入が自由化されたことに伴い、国内で流通する石油製品の適正な品質を確保し、以て消費者利益の保護・増進を図るため、**従前の「揮発油販売業法」を抜本的に改正したもので、平成8年4月に施行**されました。

以来、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」は、経済社会情勢の変化に対応して、高濃度アルコール含有燃料の流通を踏まえた揮発油強制規格項目の追加、揮発油の自主検査に係る「指定分析機関」から「登録分析機関」への移行、バイオマス燃料（ETBE含有ガソリン、E3含有ガソリン、BDF）の流通に係る基盤整備等、累次の改正を経て今日に至っております。

このように、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」は、国民生活に密着した石油製品の品質を適正に維持するための法律であり、石油製品の生産業者から末端流通を担う販売業者に至るまで、関係者各位が法の趣旨を十分に理解され、**法令順守**に努めていただくことが重要です。

（目的）

第一条 この法律は、国民生活との関連性が高い石油製品である揮発油、軽油及び灯油について適正な品質のものを安定的に供給するため、その販売等について必要な措置を講じ、もつて消費者の利益の保護に資するとともに、重油について海洋汚染等の防止に関する国際約束の適確な実施を確保するために必要な措置を講ずることを目的とする。

（解説）

- 一 本法は、国民生活との関連性の高い石油製品である揮発油、軽油及び灯油について、特に品質確保及び安定供給が必要であることから、その対象としているところである。
- 二 特石法廃止後においては、石油製品輸入主体の拡大により、第一次供給段階での品質確保が従来のように担保されないため、揮発油、軽油及び灯油について、精製業者、輸入業者及び輸入加工業者等の第一次供給段階での品質確認を義務づけるとともに、給油所等の小売段階での**粗悪品販売禁止**、更に**揮発油販売業者にあつては分析を義務づけた**。第一次供給段階と小売段階でそれぞれ一定の品質管理を義務づけ、その中間の段階に関して、何らの義務を課していないのは、規制は必要最小限度であるべきという考え方に基づいている。
- 三 国民生活に密接に関連を持つ揮発油、軽油及び灯油の安定供給の確保については、石油製品が原油を精製することにより生産される連産品であるという特定に鑑みても、石油全体の安定供給と一体不可分のものであり、我が国の国家的要請である。本法においては、これらの油種の消費者への販売の多くがいわゆるガソリンスタンドを拠点として流通していることに着目し、**揮発油販売業者の登録制度**を設けている。この目的の一つは国があらかじめ揮発油販売業者を把握しておくことにより、緊急時に対応し、安定供給を確保することである。

四 消費者利益の保護は、安定供給と品質の確保という直接の目的に対応した間接的かつ究極的な目的である。揮発油、軽油及び灯油等の欠乏によって国民の生活及び産業活動に支障をきたさないようにすること、粗悪品によって自動車のエンジントラブル等の被害の発生を防止するとともに石油製品の品質に関しては可視性がないことから消費者に製品の品質について適切な情報提供を行うことにより、消費者の利益の保護が図られることとなる。

五 船舶汚染防止国際条約・1997年議定書（マルポール条約）の批准に伴い、船舶を発生源とする大気汚染等の防止を図るため、船舶用燃料である重油の販売規制等を導入する必要があったため、重油について、海洋汚染等の防止に関する国際約束の適確な実施を確保するため、本法の目的に**重油が追加**された。（平成16年4月21日公布、平成17年5月19日施行）

（豆知識）

※法令類似用語辞典—まぎらわしい用語の読み方・使い方（著者：小島 和夫、発行所：株式会社ぎょうせい） から引用、抜粋。

・登記・登録

「登記」というのは、一定の事項を広く公示するために、登記所に備える公簿（登記簿とよばれる）に記載することである。

これに対して、「登録」とは、一定の法律事実または法律関係を行政庁などに備える特定の帳簿に記載することである。その主たる効果が、これらの事実または法律関係の存否を公に表示し、または証明することにある点で、「登記」と性質を同じくするといえる。

しかし、登記所に備える登記簿に記載するのが「登記」であり、登記所以外の公的機関に備える帳簿に記載するのが「登録」である点で異なり、また、「登記」は、実質的には、それが主として権利の保護や取引の安全などを図るための、いわば私法上の効力または第三者に対する対抗力を発生させるために行われるものであるが、「登録」の方は、このような効果とは別の、特別の効果を附着させている場合が少なくない。

たとえば、医師になろうとする者は、医師国家試験に合格し、厚生大臣の免許を受けなければならないが、この免許は、厚生省に備えられた医籍に登録することによって、これをなすとされ（医師法第二条、第五条、第六条第一項）、建設業法では、同法の登録を受けなければ建設業を営んではならないとされ（第四条）、実用新案権、意匠権および商標権は、それぞれ登録することによって発生するし（実用新案法第一四条第一項、意匠法第二〇条第一項、商標法第一八条第一項）、また、船舶は、登録をして船舶国籍証書の交付を受けなければ航行させてはならない（船舶法第五条、第六条）とされている。

もっとも、住民登録法による登録のように、「登録」それ自体には別に何の効果も発生しないものもある。

これに対して、「登記」の方は、「登記」によって、一定の事項を第三者に対して主張しうるための要件、つまり対抗要件としているものと、さらに一定の事項の効力発生要件としているものがある。前者の側としては、不動産に関する権利の得喪および変更の登記（民法第一七七条）や民法法人の設立の登記（民法第四五条）などがあり、後者の例としては、会社の設立の登記（商法第五七条）などがある。

（以下、省略）

年	平常時	緊急時
1960	62年7月 石油業法 原油輸入の自由化に対応、石油産業の基本法として制定	
1965		73年12月 緊急時石油二法 国民生活安定緊急措置法 / 石油需給適正化法 石油危機の経験を踏まえて制定
1975	76年4月 石油備蓄法 石油の安定供給確保の観点から制定	
	77年5月 揮発油販売業法 ガソリンなどの安定供給と品質管理の徹底などを目的として制定	
1985	86年1月 特定石油製品輸入暫定措置法(特石法) ガソリン・灯油・軽油を一定秩序のもとで輸入を促進する観点から制定	
1990 第一段階の 規制改革	87年7月 二次精製設備許可の弾力化	
	89年3月 ガソリンの生産枠(PQ)指導の廃止	
	89年10月 灯油の在庫指導の廃止	
	90年3月 SS建設指導と転籍ルールの廃止	
	91年9月 一次精製設備許可の運用弾力化	
1995 第二段階の 規制改革	92年3月 原油処理指導の廃止	
	93年3月 重油関税割当制度(TQ)の廃止	
	96年3月 特石法の廃止 石油製品の輸入自由化	
	96年4月 揮発油等の品質の確保等に関する法律(品確法) 揮発油販売業法の改正 ①強制規格、SQマークの導入 ②指定地区制度の廃止など	
	96年4月 石油備蓄法改正	
2000	97年7月 石油製品輸出承認制度見直し 包括承認制の導入・輸出の自由化	
	97年12月 SSの供給元証明制度の廃止	
	98年4月 有人給油方式のセルフSS解禁	
2005	2001年12月 石油業法の廃止 需給調整規制の廃止	
	2002年1月 石油の備蓄の確保等に関する法律(新石油備蓄法)	
2010	2009年2月 品確法の一部改正 特定加工業者の「登録制」「品質確認義務」	
	2009年8月 エネルギー供給構造高度化法(高度化法)	
2014	2010年7月 高度化法に基づく化石エネルギー原料の有効利用の促進に関する判断基準 重油分解装置の装備率を2013年度末までに13%程度まで引き上げ(第一次告示)	
	2010年11月 高度化法に基づく非化石エネルギー源利用の判断基準 2017年度までの揮発油に混和するバイオエタノールの利用目標量設定	
	2012年11月 石油備蓄法改正	
	2014年7月 高度化法に基づく原油等の有効な利用に関する石油精製業社の判断基準 残油処理装置の装備率を2016年度末までに50%まで引き上げ(第二次告示)	

給油所の運営にあたって

『揮発油等の品質の確保等に関する法律』のポイント

POINT 1 規格に適合しない石油製品の販売禁止

POINT 2 揮発油販売業者の登録

POINT 3 揮発油の分析義務

POINT 4 品質管理者の選任

POINT 5 分析結果等の帳簿の備付

POINT 6 登録内容等に関する表示義務

POINT 7 SQ マークの表示



●環境、健康、安全の面から、下表の『強制規格』の項目に適合しない「揮発油」「軽油」「灯油」の販売は、法により禁止されています。

※SQ マークの表示をする場合は、下表の『標準規格』の項目に適合していることが必要です。

揮発油(ガソリン)規格一覧

		項目	基準
標準規格	強制規格	鉛	検出されないこと
		硫黄分	0.001 質量%(10ppm)以下
		MTBE	7 体積%以下
		※含酸素率	1.3 質量%以下
		ベンゼン	1 体積%以下
		灯油混入	4 体積%以下
		メタノール	検出されないこと
		※エタノール	3 体積%以下
		実在ガム	5mg/100ml 以下
		色	オレンジ色
	オクタン価	1号(ハイオク)…96 以上 2号(レギュラー)89 以上	
	密度(15℃)	0.783g/cm ³ 以下	
	蒸留性状		10% 留出温度・70℃ 以下
			50% 留出温度・75℃ 以上 110℃ 以下
			90% 留出温度・180℃ 以下
		終点…220℃ 以下 残油量…2 体積% 以下	
銅板腐食(50℃,3h)	1 以下		
蒸気圧(37.8℃)	44 ~ 78kPa(夏季用は上限 65kPa, 寒候用は上限 93kPa)		
酸化安定度	240min 以上		

※この規格と基準により、E3 対応ガソリン車の使用が可能となっているところです。

※E10 対応ガソリン車の燃料として用いるガソリンを販売又は消費しようとする場合における基準は、それぞれ以下のとおりとする。

含酸素率：3.7 質量% 以下

エタノール：10 体積% 以下

軽油規格一覧

		項目	基準 (脂肪酸メチルエステルを混合しないもの)	基準 (脂肪酸メチルエステルを5%まで混合するもの)(B5)
標準規格	強制規格	硫黄分	0.001 質量%(10ppm)以下	0.001 質量%(10ppm) 以下
		セタン指数	45 以上	45 以上
		蒸留性状(90%留出温度)	360℃以下	360℃以下
		トリグリセリド	0.01 質量%以下	0.01 質量%以下
		※脂肪酸メチルエステル	0.1 質量%以下	0.1 質量%を超え 5.0 質量%以下
		メタノール	—	0.01 質量%以下
		酸価	—	0.13mgKOH/g 以下
		ぎ酸、酢酸、プロピオン酸	—	合計が 0.003 質量%以下
		酸化安定度(注)	—	65 分以上
		引火点	45℃ 以上	45℃ 以上
	流動点	-7.5℃ 以下(1~2月)5℃ 以下(3~12月)	-7.5℃ 以下(1~2月)5℃ 以下(3~12月)	
	目詰まり点	-5℃ 以下(1~2月のみ)	-5℃ 以下(1~2月のみ)	
	10% 残油の残留炭素分	0.1 質量%以下	0.1 質量%以下	
	動粘度(30℃)	1.7mm ² /S 以上	1.7mm ² /S 以上	

※脂肪酸メチルエステル(FAME)は、植物油等の油脂をメチルエステル化などの化学処理によって軽油に近い物性にしたものでバイオディーゼル燃料(BDF)として利用されている。

(注)当分の間、酸価の増加の測定方法において測定した数値が0.12mgKOH/g 以下である軽油は、酸化安定度の基準を満たすものとみなす。

灯油規格一覧

		項目	基準
標準規格	強制規格	硫黄分	0.008 質量%(80ppm)以下
		引火点	40℃以上
		色	セーボルト色が+25 以上
	蒸留性状(95%留出温度)	270℃ 以下	
	煙点	23mm 以上(寒候用は21mm 以上)	
	銅板腐食(50℃,3h)	1 以下	

重油規格一覧

		項目	基準
強制規格	強制規格	硫黄分	0.5 質量%以下
		無機酸	検出されないこと

2 揮発油販売業者の登録

(法第3条、8条関係)

- 揮発油（ガソリン）販売業を行おうとする場合は、「揮発油等の品質の確保等に関する法律」により、事前に経済産業大臣（九州経済産業局長）の登録が必要です。
- また、登録された事項に変更が生じた場合は変更登録が必要になります。

※『揮発油等の品質の確保等に関する法律』は一般的に『品確法』と呼ばれています。

登録事項

- (1) 個人の場合………氏名、住所
法人の場合………社名、住所、代表者名、業務担当役員（ガソリン販売担当）の氏名
- (2) 給油所名及び所在地、給油設備の規模（ガソリンのタンク容量、計量器数）

3 揮発油の分析義務

(法第16条関係)

- 給油所は、揮発油の品質について各給油所毎に「10日毎に分析」をしなければなりません。
- ただし、揮発油の生産業者等から給油所に至る主たる流通経路を予め定め、揮発油の品質について、その全ての者が連帯保証を行った上、九州経済産業局長へ『生産（確認）揮発油品質維持計画認定申請書』を提出し、認定を受けたときは、「1年に1回の軽減分析」とすることができます。

注意

- (1) 認定された主たる流通経路と異なる仕入れを行った場合、認定は失効となり、その変更をしたことを届け出なければなりません。
ただし、「主たる流通経路」（メインの流通経路）があり、時々別のルートから購入しても「主たる流通経路」を構成する者が、品質に責任を持つ場合には、軽減認定は、認められています。
- (2) 失効すると、改めて認定を受けるか「10日毎に分析」を行わなければなりません。

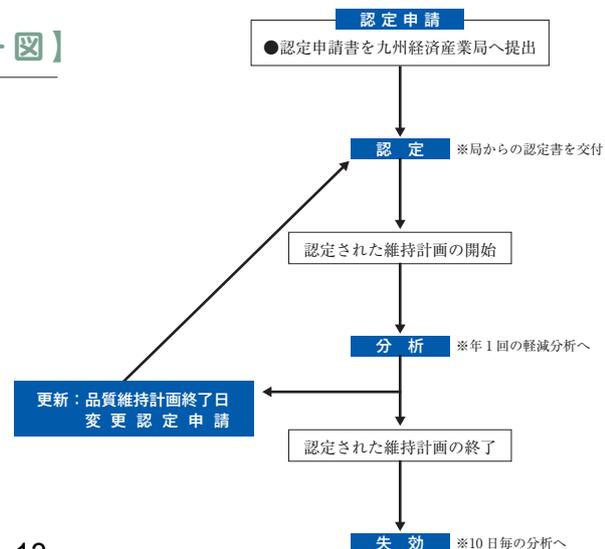
●分析方法

給油所で分析装置を使い自ら分析する方法と経済産業省が登録する分析機関に委託する方法があります。[登録分析機関については、裏表紙の関係機関一覧表を参照下さい。]

【認定申請及び更新手続きフロー図】

注意

- 申請に際しては、連帯保証者（元売、特約店等）とご相談下さい。
- 申請前1ヶ月間の10日毎の分析が3回終了した時点で『揮発油分析結果証明書』を添付し申請します。



4 品質管理者の選任

(法第14条、15条関係)

- 各給油所毎に有資格者（危険物取扱者免状取得者等）の中から品質管理者を選任し、届け出なければなりません。（複数給油所の兼務は認められません。）
- 人事異動等により品質管理者が交替したときにも、選任（解任）の届け出が必要になります。
- 品質管理者は、維持計画の作成及び実施、帳簿の記載、SQ マークの表示についての監督等を行わなければなりません。

5 分析結果等の帳簿の備付

(法第19条関係)

- 揮発油販売業者は、揮発油の分析に関する事項として、給油所毎に帳簿を備え付け、2年間保存しなければなりません。
- この帳簿は、登録分析機関発行の『揮発油分析結果通知書』への追加記載により代用することができます。

分析結果通知書（記載例）

〇〇県〇市〇町〇-〇
株〇〇石油〇〇給油所

平成〇年〇月〇日

〇〇分析機関
所在地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2の規定に基づき、委託を受けた揮発油の分析結果を下記のとおりご通知します。

1. サンプル番号 00-000
2. 回収年月日 平成〇年〇月〇日
3. 受付年月日 平成〇年〇月〇日
4. 分析年月日 平成〇年〇月〇日
5. 分析員氏名 _____
6. 分析結果

項目	分析結果	揮発油規格	分析設備及び試験方法	判定
① 鉛	検出されない	検出されない	鉛分析装置 (JIS K2255)	適合
② 硫黄分	0.002質量%	0.005質量%	硫黄分析装置 (JIS K2541)	適合
③ MTBE	5体積%	7体積%以下	ガスクロマトグラフ (JIS K2536)	適合
④ 酸素分	0.0質量%	1.3質量%以下	〃	適合
⑤ ベンゼン	0.5質量%	1質量%以下	〃	適合
⑥ 灯油混入	1体積%	4体積%以下	〃	適合
⑦ メタノール	検出されない	検出されない	〃	適合
⑧ エタノール	0.0体積%	3体積%以下	〃	適合
⑨ 実在ガム	5 mg/100ml以下	5 mg/100ml以下	実在ガム試験装置 (JIS K2261)	適合
⑩ 色	オレンジ色	オレンジ系色		適合

※揮発油の種類 レギュラー・ハイオク

※揮発油の購入先 〇〇石油（株）

※購入した日 平成〇年〇月〇日

↳ 分析油種を囲む

↳ 回収直前の仕入先を記入して下さい

↳ 回収直前の仕入日を記入して下さい

この分析結果通知書は※欄を追記した後2年間保存しなければなりません。

6 登録内容等に関する表示義務

(法第17条関係)

- 給油所の見やすい箇所に登録番号等を表示しなければなりません。
- 生産（確認）揮発油等品質維持計画の認定を受けている場合は、その表示も必要です。

揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づく揮発油の品質管理等に関する表示	
氏名又は名称	〇〇株式会社
登録年月日	平成〇年〇月〇日
登録番号	8-00000号
給油所の名称	〇〇給油所
品質管理者の氏名	石油一郎
使用する分析設備の種類又は登録分析機関の名称	一般社団法人 全国石油協会

40cm以上

60cm以上

揮発油品質維持計画 経済産業省認定店 計画終了日 平成〇年〇月〇日

10cm以上

注意

- 流通経路外の仕入れを行った場合、認定は失効となりますので、認定表示及び連帯損害賠償約款表示は撤去しなければなりません。

7 SQマークの表示

(法第17条の6関係)

- 元売り等が発行する品質保証書により標準規格に適合することを確認し「揮発油」「軽油」「灯油」を販売する場合には、計量器等にSQマークを表示することができます。
- 表示場所は各計量器に貼ります。ただし、全ての計量器（揮発油・軽油・灯油）に表示している場合は、セールスルーム等にも表示できます。

注意

- ① SQマークを表示している給油所が、標準規格に適合しない製品を販売したときは、SQマークを撤去しなければなりません。
- ② SQマークに関する帳簿を備え、2年間保存しなければなりません。
- ③ 品質保証書と品質維持計画認定書（写）を帳簿と一緒に保存して下さい。
- ④ 品質保証書の有効期間は10月30日までです。その後も表示を継続するときは改めて品質保証を受け、品質を確認して下さい。

帳簿の作成例

SQマークに関する帳簿			
		記載年月日：平成〇年〇月〇日	
		記載人氏名： 〇〇 〇〇	
油種の区分	標準揮発油1号 (ハイオク)	標準揮発油2号 (レギュラー)	標準軽油 ・ 標準灯油
品質確認年月日	平成〇年〇月〇日		
品質確認の方法	標準規格分析生産業者等の品質保証書による確認		
品質確認の結果	標準規格に適合している。 (品質保証書、品質維持計画認定書(写)は別添のとおり)		
表示の期間 (開始年月日)	平成〇年〇月〇日		
表示の場所	計量器		
その他			

〈様式はHPから取得できます。〉



立入 検査等

経済産業省（九州経済産業局）では、揮発油等について「品確法」に基づく立入検査を実施しております。また、一般社団法人全国石油協会では、経済産業省の委託を受け揮発油等の「試買分析」を実施しております。

ご協力をお願いします。

関係機関の一覧表

関係省庁	住所	電話
経済産業省 資源エネルギー庁 資源・燃料部 ● 石油流通課 ● 石油精製備蓄課	〒100-8931 東京都千代田区霞が関1-3-1 (ホームページ) http://www.meti.go.jp	(石油流通課) TEL 03-3501-1320 FAX 03-3501-1837 (石油精製備蓄課) TEL 03-3501-1993 FAX 03-3580-8467

登録分析機関	住所	電話
一般社団法人全国石油協会 ● 福岡試験センター	〒812-0053 福岡市東区箱崎4-14-11 (ホームページ) http://www.sekiyu.or.jp/	TEL 0120-092-136 TEL 092-632-4411 FAX 092-632-4400
一般社団法人日本海事検定協会 ● 大阪理化学分析センター	〒559-0033 大阪市住之江区南港中6-2-47	TEL 06-6612-1777 FAX 06-6612-0857
一般財団法人新日本検定協会 ● SK 阪神分析センター	〒559-0033 大阪市住之江区南港中6-2-57	TEL 06-6614-7627 FAX 06-6614-7648

※ このパンフレットは、給油所を運営する方々に是非知っておいていただきたい『揮発油等の品質の確保等に関する法律』のポイントについて、簡潔にまとめたものです。

不明な点については、下記までお問い合わせ下さい。

経済産業省

[発行 平成28年8月]

九州経済産業局 資源エネルギー環境部 石油課

TEL 092-482-5476~5478

FAX 092-482-5397

ホームページ <http://www.kyushu.meti.go.jp/seisaku/sekiyu/index.html>

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎（本館7階）

3. 手続き先及び提出部数について

(1) 手続き先の規定は、次のとおりです。

①品質確保法

法第3条（揮発油販売業者の登録）、他の規定に基づく経済産業大臣の権限であって、給油所が一の経済産業局の管轄区域内のみにある者に関するものは、当該給油所の所在地を管轄する経済産業局長が行うものとする。（施行令第2項抜粋）

*従って、給油所が複数の経済産業局の管轄区域に跨（また）がる場合は、手続き先は資源エネルギー庁石油流通課となります。

②備蓄法

・石油販売業の開始の届出をしようとする者は、様式第17による届出書を、その主なる事務所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。（規則第33条第1項抜粋）

・変更の届出をしようとする者は、様式第18による届出書を、その主なる事務所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。（規則第33条第5項抜粋）

・石油販売業の廃止の届出をしようとする者は、様式第19による届出書を、その主なる事務所の所在地を管轄する経済産業局長を経由して経済産業大臣に提出しなければならない。（規則第33条第6項抜粋）

(2) 手続き先機関について

①九州経済産業局

・管轄区域・・・福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

・住所・・・〒812-8546

福岡県福岡市博多区博多駅東2-11-1 福岡合同庁舎（本館7階）

九州経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課

TEL 092-482-5478 FAX 092-482-5394

②経済産業省資源エネルギー庁

・管轄区域・・・全国（品質確保法に関する手続き先であって、備蓄法に関する手続き先ではない。）

・住所・・・〒100-8931

東京都千代田区霞が関1-3-1

経済産業省資源エネルギー庁資源・燃料部石油流通課

TEL 03-3501-1320 FAX 03-3501-1837

又は

”

”

石油精製備蓄課

TEL 03-3501-1993 FAX 03-3580-8467

③ 北海道経済産業局

・管轄区域・・・北海道

・住所・・・〒060-0808

札幌市北区北8条西2丁目 札幌第1合同庁舎

北海道経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課

TEL011-709-2311 FAX011-709-4138

④ 東北経済産業局

・管轄区域・・・青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県

・住所・・・〒980-8403

仙台市青葉区本町3-3-1

東北経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課

TEL022-221-4934 FAX022-213-0757

⑤ 関東経済産業局

・管轄区域・・・東京都、茨城県、群馬県、栃木県、埼玉県、千葉県、神奈川県、山梨県、新潟県、長野県、静岡県

・住所・・・〒330-9715

埼玉県さいたま市中央区新都心1番地1 さいたま新都心合同庁舎1号館

関東経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課

TEL048-600-0371 FAX048-601-1299

⑥ 中部経済産業局

・管轄区域・・・岐阜県、愛知県、三重県、富山県、石川県

・住所・・・〒460-8510

愛知県名古屋市中区三の丸二丁目五番二号

中部経済産業局資源エネルギー環境部石油課

TEL052-951-2781 FAX052-951-9801

⑦ 近畿経済産業局

・管轄区域・・・滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県、福井県

・住所・・・〒540-8535

大阪府中央区大手前1-5-44 大阪合同庁舎1号館

近畿経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課

TEL06-6966-6044 FAX06-6966-6090

⑧ 中国経済産業局

・管轄区域・・・鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県

・住所・・・〒730-8531

広島市中区上八丁堀6番30号

中国経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課

TEL082-224-5722 FAX082-224-5648

⑨ 四国経済産業局

・管轄区域・・・徳島県、香川県、愛媛県、高知県

・住所・・・〒760-8512

香川県高松市サンポート3-33

四国経済産業局資源エネルギー環境部資源・燃料課

TEL087-811-8536 FAX087-811-8560

⑩ 内閣府沖縄総合事務局

・管轄区域・・・沖縄県

・住所・・・〒900-0006

沖縄県那覇市おもろまち2丁目1番1号 那覇第2地方合同庁舎2号館

内閣府沖縄総合事務局経済産業部石油・ガス課

098-866-1756 FAX098-860-3710

(3) 提出部数は、次のとおりです。

・品質確保法・・・正本1部

・備蓄法・・・正本2部

ただし、提出書類の控えが必要な場合は、各当該申請書及び各当該届出書（添付書類は除く）の写しを1部並びに返信用封筒（切手貼付）を同封して下さい。

内容を審査した後、各当該申請書及び各当該届出書を受付けた場合には、その写しの右下に受付印を押印した控えを返送します。

大切に保存しておいて下さい。

4. 品質確保法による揮発油販売業者の申請・届出に必要な添付書類一覧(備)

時期、様式と添付書類 区分と変更の具体的内容		申請・届出の時期	様式と必要な書類・資料(行政指導による添付資料を含む。)											
			様式番号	登録免許税 原本	様式2	様式3の2	様式4	様式5	様式9	危険物 免状 写し	分析 受託 証明 原本	商業 登記 簿 原本	住民 票 原本	戸籍 謄本 原本
			A4	注2	A4	A4	A4	A4	A4	A4	A4	定形	定形	定形
登録申請	新規事業者のSS新設	事前	1	●	●				●	●	●	又は●		
	新規事業者のSS買い受け、借り受け			●	●				●	●	●	又は●		
	新規事業者の軽灯油・自家用スタンドからのSS転用			●	●				●	●	●	又は●		
	組織変更(個人→法人、法人→個人)			●	●				●	●	●	又は●		
変更登録申請	新設・移設によるSS増	事前	6		●				●	●	●			
	軽灯油・自家用スタンドからの転用によるSS増				●				●	●	●			
	SS買い受け、借り受けによるSS増				●				●	●	●			
	SS売り渡し、貸し渡しによるSS減													
	SSの一部廃業、軽灯油・自家用スタンドへの転用													
	代表者等担当役員の変更						※2						●	
承継届	個人業者の相続	事後	3				又は●	●	○	○		●	●	
	法人業者の合併								○	○	●			
	既登録業者の事業の全部譲渡					●			○	○				
	新規業者の事業の全部譲渡					●			○	○	又は●	●		
氏名等変更届	SS設備規模の変更	事後	7									●	又は●	
	法人名等事業者名称の変更											●	又は●	
	本社(個人事業者の現住所)の移転											又は●	●	
	SS・本社・個人住居表示実施・変更			※3										
	登録SS名称の変更													
廃止届	全SS売り渡し、貸し渡し	事後	8											
	組織変更(個人→法人、法人→個人)													
	全SSの廃業又は軽灯油・自家用スタンドへの転用													
	事業全部の譲渡													
諸届出	品質管理者の変更	事後	9					(選任時のみ)	●					
	品質分析の委託、委託廃止		13											
分析の軽減	品質維持計画の認定申請	事後	10											
	品質維持計画で定めた流通経路等の変更		11											
	計画終了日の変更認定申請		※5	12										

＜様式1：登録申請書、様式2：事業計画書、様式3：承継届出書、様式3の2：事業全部譲渡証明書、様式4：相
 続届出書、様式5：品質維持計画認定申請書、様式6：変更登録申請書、様式7：氏名変更等届出書、様式8：廃止届出書、様式9：品質管理者選任(解任)届

(注1)申請書、届出書に押印する印章は、登録された印鑑を用いて下さい。

(注2)登録免許税は、新規登録を受ける場合、最寄りの金融機関から、”博多税務署”あて30,000円を納税し

(注3)分析受託証明書は、(社)全国石油協会福岡試験センター(電話0120-092-136)又はその他の登録分析機関

(注4)揮発油販売業者の事業の全部の譲り受けとは、揮発油販売業の遂行のために必要な契約上の地位等全て

(注5)個人業者の法人への組織変更、法人業者の個人への組織変更、SS譲り受け、事業の全部の譲渡の手續に

(注6)経済産業大臣の登録を受けた事業者からのSS譲り受けに係る登録申請・変更登録申請には、SSの譲り渡

(注7)業務担当役員を兼ねる法人代表者の変更は、担当役員の変更にも該当し変更登録申請をすべき事項となり

(注8)SS減の変更登録申請又は廃止届出を行ったSSについては、品質管理者解任届出と分析委託廃止届出を

・自家用スタンドとは、一般消費者への揮発油の販売を行わず、自己所有車のみへ供給するスタンドをいいます。

蓄法の手続きを右欄に附記)

様式と必要な書類・資料(行政指導による添付資料を含む。)										備蓄法					
誓約書	全部譲渡契約書	消防申請許可	建築確認通知	分析委託契約	住居表示通知	経路証明・誓約	賠償契約・約款	分析結果証明	備考	始届出書	石油販売業開	更届出書	石油販売業変	止届出書	石油販売業廃
写し	写し	写し	写し	写し	原本	原本	写し	原本	様式サイズ						
●		●	●							●					
●		※1							注5、注6参照	●					
●		●							※1:油種変更届出の写し	●					
●									注5:法人←→個人	●					
		●	●							●					
		●	※1						※1:油種変更届出の写し	●					
									注5、注6参照	●					
									注5参照		●				
●									注7参照		●				
●									※2:承継者以外の全相続権者が各々作成		●				
●									吸収合併又は新会社設立	●			●		
	●								注4、注5参照	●			●		
●	●								注4、注5参照	●			●		
		●	※1						※1:油種変更届出の写しでも可		●				
											●				
					●						●				
									※3:他の手続に合わせた届出でも可		●				
									注5参照				●		
									注5参照				●		
									注4、注5参照				●		
									注8参照、同一人の複数SSでの兼務は不可				●		
					●				(委託届時のみ) 注8参照、				●		
						●	●	●	※4:計画開始の1か月前の日まで						
									揮発油品質維持計画変更届出が必要						
						●		●	※5:計画終了日の1か月前の日まで						

続同意証明書(相続権者が複数の場合)、様式5:相続証明書(相続権者が一人の場合)>
出書、様式13:分析委託(委託廃止)届出書>

て下さい。なお、変更登録申請時の納税は不要です。
に揮発油の分析委託申込を行い、交付を受けて下さい。
の債権債務を引き継ぐことで、単なるSS買い受け、借り受けはこれに該当しません。
は、同時にSSの譲り渡し業者の手続を行って下さい。
し業者の変更登録申請書・廃止届出書の写し(受付印付き)を添付して下さい。
ます。この場合、代表者変更の氏名変更届出は省略しても差し支えありません。
省略しても差し支えありません。

5. 諸手続きに関する必要書類、記載例、解説について

① 給油所を新設する（初めて給油所を持つ）場合

新たに給油所を建設し、揮発油販売業に参入する場合の手続きです。

揮発油販売業を行おうとする者は、経済産業大臣（局長）の登録を受けなければならないとなっています。（法第3条抜粋）

申請の時期は、登録審査・内部決裁の期間として、遅くとも揮発油販売業を開始する14日前までに申請書を提出してください。

<必要書類>

1. 様式第1	揮発油販売業登録申請書	23
2. 登録免許税3万円の領収書	1の裏面に貼付 領収証書（原本）	24
3. 様式第2	事業計画書	25
4. 誓約書		26
5. 揮発油分析受託証明書		27
6. 商業登記簿謄本（抄本）{法人の場合}	住民票 {個人の場合}	
7. 消防許可申請等（写）		28
8. 建築確認通知等（写）		29
9. 様式第9品質管理者選任届出書及び乙種4類免許証（表・裏）のコピー		30、31
10. その他	「石油販売業開始届出書」 3部（1部写し可）	92

※1 登録免許税は、新規登録を受ける場合、最寄りの金融機関又は郵便局から、「博多税務署」あて3万円を納税して下さい。領収証書の様式の見本を、24ページに例示しています。これは見本ですので、異なる様式の場合もあります。税目番号は、「221」、税務署名は、「ハカタ税務署」、税務署番号は、「00049054」、税目は、「トウロクメンキョ税」、です。

（登録免許税法第二条、別表第一 九十九（一）による）

※2 揮発油分析受託証明書は、登録分析機関（P16）に当該証明書発行の申込を行い、交付を受けてください。

見本として、一般社団法人全国石油協会発行の揮発油分析受託証明書を27ページに例示しています。もちろん、その他の登録分析機関発行のものでも可です。

※3 消防許可申請等（写し）は、消防法に基づく手続きが適切に行われているかを確認するものです。

※4 建築確認通知等（写し）は、建築基準法に基づく手続きが適切に行われているかを確認するものです。

※5 本件により揮発油販売業者として、登録簿に登録した場合には、規定に従い揮発油販売業者登録通知書（P32、見本（例））を交付、通知します。

大切に保存しておいて下さい。

(記載例)

様式第1 (第3条関係)

× 整理番号	
× 審査結果	
× 受理年月日	年 月 日
× 登録番号	

<法人の場合>
登記上の名称・住所を記載。登記簿謄本(抄本)により確認を行うため正確に記載。
<個人の場合>
住所・氏名を記載。

揮発油販売業登録申請書

提出年月日
○年 ○月 ○日

九州経済産業局長 殿

氏名又は名称及び法人に ○○株式会社
あつてはその代表者の氏名 ○○ ○○
住 所 ○○県○○市○○町○○番地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第3条の登録を受けたいので、同法第4条第1項の規定により、次のとおり申請します。

1 給油所の名称及び所在地
○○給油所
○○県○○市○○町○○番地

2 給油所ごとの給油設備の規模
タンクの容量 ○KL
計量器の個数 ○基

3 法人にあつては、その業務を行う役員の氏名
代表取締役 ○○ ○○ 、 △△ △△

タンクの容量及び計量器の基数は、
ハイオクガソリンとレギュラーガソリンの合計。
(危険物設置許可申請書の第4類 第1石油類の数量)
※ダブル計量器など複数のノズルの付いたものについては、同時に独立して給油が可能なノズルの数を計量器の数とする。

(備考) 1、この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。2、×印の項は、記載しないこと。

業務を行う役員とは、揮発油販売業を担当する役員(代表者含む)を指す。
取締役等役員であっても、この業務を担当されない場合は記載不要。

※様式第1(申請書)の裏面 登録免許税3万円を当該申請書提出先の所在地を管轄する税務署(博多税務署あて)に納付し、当該納付に係る「領収証書」(正本)を貼付のこと。

(裏)

見 本 (例、その他の様式も可)

登録免許税納付書・領収証書はり付け欄

国税 取納金 整理 資金	年度	税目番号	税務署名 税務署	税務署番号	整理番号
	信託の 名 称	本 税			納期等 の区分
国庫金	重加算税			(自) 年 月 日	
	該当項目に○印 加算税			(至) 年 月 日	
住所(所在地)	利子税			1 2 3 4 5 6 7 9 千分 1割 2割 中額 確定 修正 決定 その他	
	延滞税			(回数)	
氏名(法人名) (フリガナ)	合計額			証券受領	
	内 証 券			左記の合計額を領収しました。 (領収日付印)	
(電話番号)			日本銀行(本店・支店・代理店・歳入代理店(郵便局を含む。)) 又は税務署の領収日付印が押されているかお確かめください。	

様式第2 (記載例)

事業計画書		
給油所名	〇〇給油所 申請書と同じ給油所名を記載。	
事業開始予定年月日	平成〇年〇月〇日 登録申請者が実際に事業開始を予定している年月日を記入。	
揮発油の購入先	〇〇石油株式会社 直近上位の仕入先(三者の場合は二者の名称を、二者の場合は元売りの名称を、系統農協の場合は〇〇経済連など)を記載。 なお、仕入先が、複数の場合は、複数記載。	
品質管理者の氏名	〇〇 〇〇 当該申請給油所において、選任を予定している者の氏名を記載。なお、一人の品質管理者が二以上の給油所の品質管理者として選任することはできない。	
分析設備の種類又は登録分析機関の名称	(社)全国石油協会 分析作業を登録している分析機関に委託する場合は、その登録分析機関の名称を記入してください。	
所要資金の額	金額(千円)	
	内部資金	10,000
	借入金	5,000
	計	15,000

- (備考) 1 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。
2 揮発油の分析を行う者にとっては、分析設備の種類又は登録分析機関の名称の欄に分析設備の製造者名及び型式を記載すること。

申請給油所の所要資金の額及び調達方法については、各々の項目に分けて記入のこと。

誓約書

(記載例)

誓 約 書		提出年月日
		↓
		○年 ○月 ○日
九州経済産業局長 殿		
登録申請者		
名 称	○○株式会社	
代表者の氏名	○○ ○○	
住 所	○○県○○市○○町○○番地	
<p>当社は、揮発油等の品質確保等に関する法律第6条第1項第1号から第4号までに該当しないものであることを誓約いたします。</p>		
<p><個人の場合> 誓約書は文面の一部を次のように置き換えること。 ・「当社は」→「私は」 ・第1号から「第4号」まで→第1号から「第3号」まで</p>		

見 本
(例は、一般社団法人全国石油協会発行、その他の登録分析機関発行も可)

揮 発 油 分 析 受 託 証 明 書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

〇〇〇〇〇 御中

一般社団法人 全国石油協会
会 長 〇〇 〇〇

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって申込みのあった件について、下記により揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項の規定に基づき、揮発油の分析を受託することを証明いたします。

記

揮発油等の品質の確保等
に関する法律登録番号

給 油 所 名 〇〇〇〇〇〇 給油所

給 油 所 所 在 地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

受 託 開 始 予 定 日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

分 析 事 業 所 名 一般社団法人 全国石油協会 〇〇〇センター

見 本 (例)

危険物の規制に関する規則 (様式2)

様式第2 (第4条関係) (さ)

製造所
危険物貯蔵所設置許可申請書
取扱所

殿		年 月 日
申請者		
住所		(電話)
氏名		㊟
設置者	住所 氏名	電話
設置場所		
設置場所の地域別		
		防火地域別 用途地域別
製造所等の別		
		貯蔵所又は取扱所の区分
危険物の類、品名(指定数量)、最大数量		指定数量の倍数
位置、構造及び設備の基準に係る区分		令第 条 第 項 (規則第 条 第 項)
位置、構造、設備の概要		
危険物の貯蔵又は取扱方法の概要		
着工予定期日		完成予定期日
その他必要な事項		
※ 受付欄	※ 経過欄	※ 手数料欄
	許可年月日 許可番号	

- 備考
- 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 - 2 この設置許可申請書は、移送取扱所以外の製造所等に用いるものであること。
 - 3 法人にあつては、その名称、代表者氏名及び主たる事務所の所在地を記入すること。
 - 4 品名(指定数量)の記載については、当該危険物の指定数量が品名の記載のみでは明確でない場合に()内に該当する指定数量を記載すること。
 - 5 位置、構造及び設備の基準に係る区分の欄には、適用を受けようとする危険物の規制に関する政令の条文を記入すること。危険物の規制に関する規則の適用条文の記載がさらに必要な場合は()内に記載すること。
 - 6 ※印の欄は、記入しないこと。

見 本 (例)

第五号様式（第二条、第二条の二、第三条関係）

建築基準法第6条第1項の規定による

確 認 済 証

第H〇〇確認建築〇〇市内〇〇〇〇〇〇号
平成 〇〇 年 〇 月 〇 日

〇〇 〇〇 様

〇〇市建築主事 〇〇 〇〇 印

下記による確認申請書に記載の計画は、建築基準法第6条第1項（建築基準法第6条の4第1項の規定により読み替えて適用される同法第6条第1項）の建築基準関係規定に適合していることを証明する。

記

1. 申請年月日 平成 〇〇 年 〇 月 〇 日
2. 建築場所、設置場所又は築造場所
〇〇市〇〇区〇〇 〇丁目〇〇-〇〇
3. 建築物、建築設備若しくは工作物又はその部分の概要
(建築物)
 - (1) 建築物の名称 〇〇〇〇〇〇〇〇
 - (2) 主要用途 〇〇
 - (3) 工事種別
 新築 増築 改築 移転 用途変更 大規模の修繕 大規模の模様替
 - (4) 延べ面積（建築物全体）
 - a. 申請部分の面積 〇〇〇.〇〇 m²
 - b. 申請以外の部分の面積 〇〇〇.〇〇 m²
 - c. 合 計の面積 〇〇〇.〇〇 m²
 - (5) 申請棟数 〇 棟
 - (6) 建築物の構造 鉄骨造
 - (7) 建築物の階数 地階を除く階数(地上階数) 〇 階
地階の階数 〇 階
 - (8) 天空率適用 有 無
 道路高さ制限不適用 隣地高さ制限不適用 北側高さ制限不適用
4. 適合判定通知書の番号
第〇〇〇〇〇〇〇号
5. 適合判定通知書の交付年月日
平成 〇〇 年 〇 月 〇 日
6. 適合判定通知書の交付者
〇〇 〇〇

他の建築主 〇 名

(注意) この証は、大切に保存しておいてください。

(記載例) ※選任する者の危険物取扱責任者の免状の写しを添付のこと。

様式第9(第12条関係)

× 整理番号	
	提出年月日

× 受理年月日

提出年月日
○年 ○月 ○日

品質管理者選任(解任)届出書

九州経済産業局長 殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住所

○○株式会社
○○ ○○
○○県○○市○○町○○番地

揮発油販売業登録を行っていない場合は記入不要。

揮発油等の品質確保等に関する法律第14条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 登録年月日及び登録番号
○年○月○日 ○—○○○○○
- 2 給油所の名称及び所在地
○○給油所 ○○県○○市○○町○○
- 3 品質管理者の氏名
(選任)○○ ○○ (解任)○○ ○○
- 4 選任(解任)の年月日
○年○月○日
- 5 解任の場合にあつては、その理由
「人事異動のため」、「退職のため」など

・選任の届出をする場合は、「(解任)」に傍線。
・解任の届出をする場合は、「選任」に傍線。
・選任と解任とを同時に提出する場合は、傍線を入れない。

(備考) 1、この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。2、×印の項は、記載しないこと。

見 本 (例)

危険物取扱者免状

氏 名 _____
 生年月日 _____ 年齢 _____

種類等	交付年月日	交付番号	交付知事
甲 種			
乙種1類			
乙種2類			
乙種3類			
乙種4類			
乙種5類			
乙種6類			
丙 種			

写真の書換えは
 ○○県知事印

※免状の写真の書き換え期間が切れている場合、
 受理できませんのでご注意ください。

危険物取扱者講習の状況

終了年月日	講習実施機関	証 印
(備 考)		

見 本 (例)

〇〇〇〇〇九州第〇〇号

揮発油販売業者登録通知書

氏名又は名称及び
法人にあつてはそ
の代表者の氏名

E販売業株式会社
代表取締役 福岡 次郎

住 所

福岡県福岡市
博多区博多駅東2丁目11-1

上記の者について、下記により揮発油等の品質の確保等に関する法律（昭和51年法律第88号）第3条の登録をしたので、同法第5条第2項に基づき通知する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

九州経済産業局長 九州 太郎



記

- 1. 登録年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
- 2. 登録番号 8-〇〇〇〇〇号

② 給油所の運営者を交代する（初めて給油所を持つ）場合

未登録業者が他人の営業している給油所を買い受け、借り受け等により揮発油販売業を行う（いわゆる運営者交代）場合の手続きです。

申請の時期は、登録審査・内部決裁の期間として、遅くとも揮発油販売業を開始する14日前までに申請書を提出してください。

<必要書類>

1. 様式第1	揮発油販売業登録申請書	23
2. 登録免許税3万円の領収書	1の裏面に貼付 領収証書（原本）	24
3. 様式第2	事業計画書	25
4. 誓約書		26
5. 揮発油分析受託証明書		27
6. 商業登記簿謄本（抄本）{法人の場合}	住民票 {個人の場合}	
7. 前運営者の廃止届出書又は変更登録申請書のコピー（受領印があるもの）		
8. 様式第9品質管理者選任届出書及び乙種4類免許証（表・裏）のコピー		30、31
9. その他	「石油販売業開始届出書」 3部（1部写し可）	92

※1 登録免許税は、新規登録を受ける場合、最寄りの金融機関又は郵便局から、「博多税務署」あて3万円を納税して下さい。領収証書の様式の見本を、24ページに例示しています。これは見本ですので、異なる様式の場合もあります。税目番号は、「221」、税務署名は、「ハカタ税務署」、税務署番号は、「00049054」、税目は、「トウロクメンキョ税」、です。
(登録免許税法第二条、別表第一 九十九(一)による)

※2 揮発油分析受託証明書は、登録分析機関（P16）に当該証明書発行の申込を行い、交付を受けてください。
見本として、一般社団法人全国石油協会発行の揮発油分析受託証明書を27ページに例示しています。もちろんその他の登録分析機関発行のものでも可です。

※3 給油所の運営者を交替するに当たり、設備を新設、更新等した場合は、消防許可申請等（写し）、建設確認通知等（写し）を添付する必要があります。

※4 本件により揮発油販売業者として、登録簿に登録した場合には、規定に従い揮発油販売業者登録通知書（P32、見本（例））を交付、通知します。
大切に保存しておいて下さい。

③ 個人相続する場合

・個人事業者が相続する場合であって相続人の中から承継者が選定される場合の手続きです。

① 相続権者が一人の場合

② 揮発油販売業者の地位を承継した相続人であって、全員の同意により選定された場合

遅滞なく届けることが義務づけられています。

*この場合、生産（確認）揮発油品質維持計画の認定を受けた揮発油販売業者（以下、「認定揮発油販売業者」という。）について相続があったときは、相続人は、その認定揮発油販売業者の地位を承継する。（施行規則第14条の4から抜粋）

<必要書類>

- | | | | |
|----|------|--|-------|
| 1. | 様式第3 | 揮発油販売業承継届出書 | 35 |
| 2. | | 誓約書 | 26 |
| 3. | 様式第5 | 揮発油販売業相続証明書（①の場合） | 36 |
| | 様式第4 | 揮発油販売業相続同意証明書（②の場合） | 37 |
| | | ※承継者以外の全相続権者が各々作成 | |
| 4. | 戸籍謄本 | 死亡した本人のもの。これは相続の状況を確認するためのものであり、相続人である子が新戸籍編成につき被相続人の戸籍から除籍されている場合は被相続人・相続人の両方の戸籍謄本が必要 | |
| 5. | | 相続権者・被相続人関係図 | 38 |
| 6. | | 承継者・相続権者全員の住民票 | |
| 7. | | 様式第9品質管理者選任届出書及び乙種4類免許証（表・裏）のコピー | 30、31 |
| 8. | その他 | 「石油販売業変更届出書」 3部（1部写し可） | 98 |

(記載例)

様式第3(第6条関係)

<p><法人の場合> 登記上の名称、住所を記載。</p> <p><個人の場合> 住所・氏名を記載。</p>	× 整理番号	
	× 受理年月日	届出する日

揮発油販売業者承継届出書

九州経済産業局長 殿

〇年 〇月 〇日

<承継者>

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

〇〇商事株式会社
〇〇 〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第7条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

承継者の登録年月日及び登録番号	〇〇商事株式会社 〇年〇月〇日 〇—〇〇〇〇〇〇
被承継者の登録年月日及び登録番号	株式会社〇〇石油 〇年〇月〇日 〇—〇〇〇〇〇〇
承 継 の 原 因	承継者が被承継者の事業のすべてを 〇年〇月〇日に譲受※

(備考) 1、この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。2、×印の項は、記載しないこと。

〇登録年月日及び登録番号は、販売業者としての最初の登録時に交付した「揮発油販売業者登録通知書」に記載されている登録年月日及び登録番号を記入。
〇承継者が揮発油販売業の未登録業者の場合、承継者の登録年月日及び登録番号は記載しないこと。

※承継の原因については、以下例をご参照ください。

- ③個人相続の場合:「被承継者〇〇〇〇の死亡による」
- ④事業を全部譲渡する場合:「承継者が被承継者の事業のすべてを〇年〇月〇日に譲受」
- ⑤法人の合併を行う場合:「承継者が被承継者を〇年〇月〇日に吸収合併」

相続権者が一人の場合
(記載例)

様式第5 (第6条関係)

証明者は、 叔父等二名以上(本人を除く) の者が各々提出し、相続人と叔 父等の関係図を添付。	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 50%; padding: 2px;">× 整理番号</td><td style="width: 50%;"></td></tr><tr><td style="padding: 2px;">× 受理年月日</td><td style="padding: 2px;">作成した日</td></tr></table>	× 整理番号		× 受理年月日	作成した日
× 整理番号					
× 受理年月日	作成した日				

揮発油販売業者相続証明書

○年 ○月 ○日

九州経済産業局長 殿

証明者の氏名 ○○ ○○
住 所 ○○県○○市○○町○○番地

次のとおり揮発油販売業者について相続がありましたことを証明します。

- 1 被相続人の氏名及び住所
○○ ○○ ○○県○○市○○町○○番地
- 2 被相続人の登録年月日及び登録番号
○年○月○日 ○—○○○○○
- 3 揮発油販売業者の地位を承継した者の氏名及び住所
○○ ○○ ○○県○○市○○町○○番地
- 4 相続開始の年月日
○年○月○日

(備考) 1、この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。2、×印の項は、記載しないこと。

被相続人の死亡年月日を記載。

被相続人の登録年月日及び登録番号は、
販売業者としての最初の登録時に交付された「揮発
油販売業者登録通知書」に記載されている登録年月日
及び登録番号を記入。

相続権者が二人以上であって、全員の同意により、承継者が揮発油販売業者の地位を相続した場合は、承継者を除く、全相続人それぞれの提出が必要。

(記載例)

様式第4(第6条関係)

× 整理番号	
	× 受理年月日

作成した日
〇年 〇月 〇日

揮発油販売業者相続同意証明書

九州経済産業局長 殿

証明者の氏名 〇〇 〇〇
住所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

次のとおり揮発油販売業者について相続がありましたことを証明します。

- 被相続人の氏名及び住所
〇〇 〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 被相続人の登録年月日及び登録番号
〇年〇月〇日 〇—〇〇〇〇〇
- 揮発油販売業者の地位を承継する者として選定された者の氏名及び住所
〇〇 〇〇 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地
- 相続開始の年月日
〇年〇月〇日

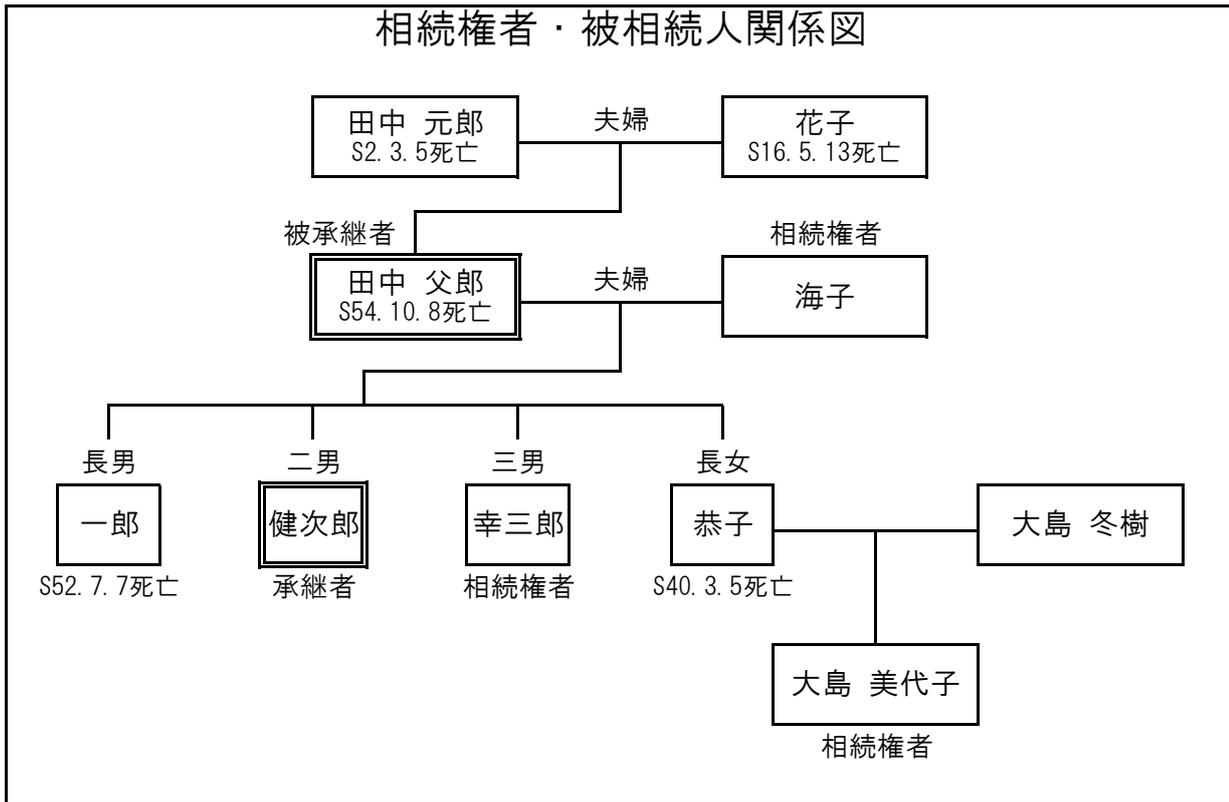
(備考) 1、この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。2、×印の項は、記載しないこと。

被相続人の死亡年月日を記載。

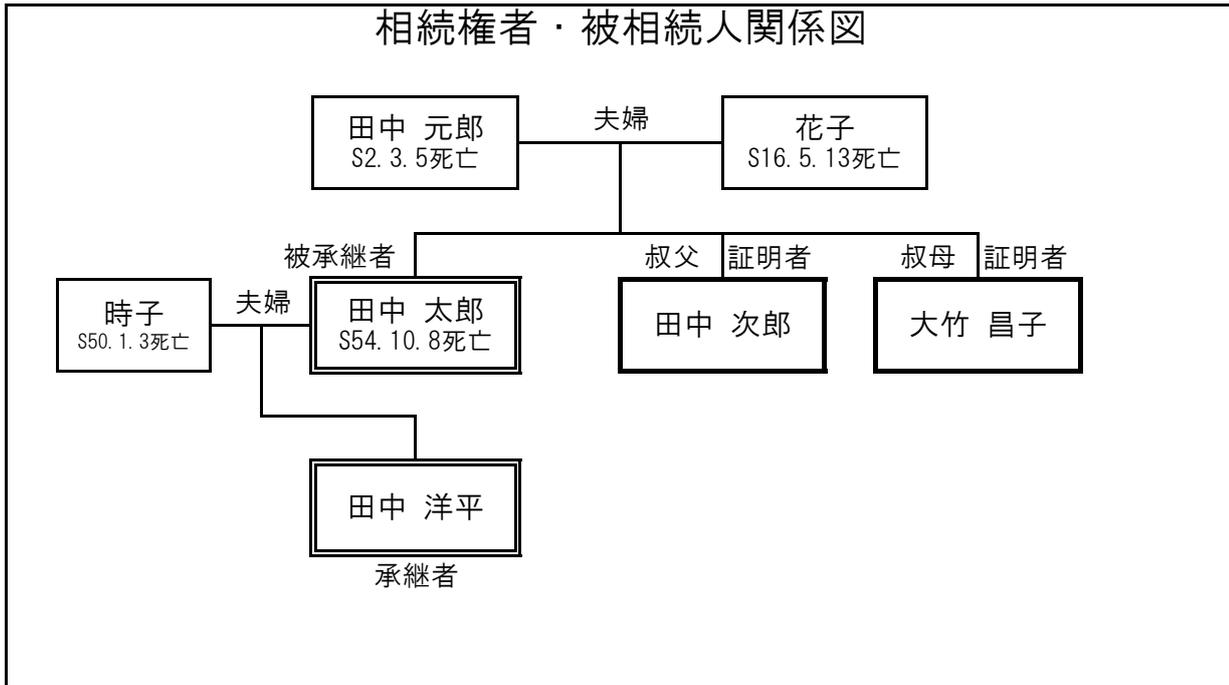
被相続人の登録年月日及び登録番号は、販売業者としての最初の登録時に交付された「揮発油販売業者登録通知書」に記載されている登録年月日及び登録番号を記入。

相続権者・被相続人の関係図

(記載例1) 相続権者が複数の場合



(記載例2) 相続権者が一人の場合



④事業を全部譲渡する場合

揮発油販売業者がその事業の全部を譲り渡した場合、揮発油販売業者の地位の承継が認められるため、承継届出を提出することになります。

ここでいう事業の全部譲渡とは、土地・建物を含む揮発油販売業の遂行のために必要なあらゆる債務債権関係(買掛債務、売掛金、契約上の地位としてのガソリン調達契約、登録分析機関との分析委託契約、品質管理者の雇用契約、特約店契約、賃貸借契約等)を移転させることをいいます。

なお、給油所の一部譲渡は、事業の全部譲渡に該当しないので、運営者交代の手続(変更登録申請)が必要です。

①既登録者が未登録者へ全部譲渡する場合

②既登録者が既登録者へ全部譲渡する場合

この届出は、遅滞無く提出してください。

*この場合、生産(確認)揮発油品質維持計画の認定を受けた揮発油販売業者(以下、「認定揮発油販売業者」という。)がその事業の全部を譲り渡しがあつたときは、その事業の全部を譲り受けた者は、その認定揮発油販売業者の地位を承継する。(施行規則第14条の4から抜粋)

<必要書類>

1. 様式第3	揮発油販売業承継届出書	35
2. 様式第3の2	事業譲渡証明書	40
3. 誓約書	(上記②の場合は除く)	26
4.	商業登記簿謄本(抄本){法人}、住民票{個人}(上記②の場合は除く)	
5.	全部譲渡契約書(写)	
6.	その他	
	・譲渡した側の「石油販売業廃止届出書」	3部(1部写し可) 99
	・譲渡された側の「石油販売業開始届出書」	3部(1部写し可) 92

※全部譲渡に伴って品質管理者の変更がある場合は、

様式第9品質管理者選任届出書及び乙種4類免許証(表・裏)のコピーを提出してください。

(記載例)

様式3の2(第6条関係)

<p><法人の場合> 登記上の名称、住所を記載。</p> <p><個人の場合> 住所・氏名を記載。</p>	× 整理番号	
	× 受理年月	作成した日

揮発油販売業事業譲渡証明書

九州経済産業局長 殿

〇年 〇月 〇日

譲り渡した者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名 株式会社〇〇石油
住所 〇〇 〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

譲り受けた者 氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名 〇〇商事株式会社
住所 〇〇 〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

次のとおり揮発油販売業者の事業の全部の譲り渡しがありましたことを証明します。

1 譲り渡した者の登録年月日及び登録番号
〇年 〇月 〇日 〇—〇〇〇〇〇〇

2 譲り渡しの年月日
〇年 〇月 〇日

登録年月日及び登録番号は、
販売業者としての最初の登録時に
交付した「揮発油販売業者登録通知
書」に記載されている登録年月日及
び登録番号を記入。

(備考) 1、この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。2、×印の項は、記載しないこと。

譲り渡しの年月日欄には、
営業譲渡契約書に基づく譲渡日を記
載。

⑤法人の合併を行う場合

・法人が吸収合併する場合

- ①法人（未登録）が法人（既登録）を吸収合併
- ②法人（既登録）が法人（既登録）を吸収合併

・法人が新設合併する場合

A社とB社が合併し、C社を新たに設立する場合は、C社が承継届出書を提出する必要があります。

本届出は、遅滞無くご提出ください。

*この場合、生産（確認）揮発油品質維持計画の認定を受けた揮発油販売業者（以下、「認定揮発油販売業者」という。）について合併があったときは、合併後存続する法人若しくは合併により設立した法人は、その認定揮発油販売業者の地位を承継する。（施行規則第14条の4から抜粋）

<必要書類>

1. 様式第3 揮発油販売業承継届出書	35	
2. 誓約書（①の場合）	26	
3. 商業登記簿謄本（抄本）		
4. 合併契約書の写し		
5. その他		
・吸収される側の「石油販売業廃止届出書」	3部（1部写し可）	99
・吸収する側の「石油販売業開始届出書」	3部（1部写し可）	92

※合併に伴って品質管理者の変更がある場合は、

様式第9品質管理者選任届出書及び乙種4類免許証（表・裏）のコピーを提出してください。

⑥給油所を廃止する（全てを廃止する）場合

新たに当該給油所を運営する方がいる場合は、事前に申請してください。

すべての給油所を廃棄または譲渡することによって給油所運営を一切行わなくなった場合の手続きです。当該届出は揮発油販売業から完全に撤退する場合の手続きであり、給油所を一部でも残す場合は、変更登録申請書を用いて給油所の一部廃止の申請を行ってください。

<必要書類>

- | | | | |
|---------|--------------|-----------|----|
| 1. 様式第8 | 揮発油販売業廃止届出書 | | 43 |
| 2. その他 | 「石油販売業廃止届出書」 | 3部（1部写し可） | 99 |

※ S S 減の変更登録申請又は廃止届出を行ったS Sについては、品質管理者解任届出と分析委託廃止届出を省略しても差し支えありません。

(記載例)

様式第8(第9条関係)

<p><法人の場合> 登記上の名称、住所を記載。</p> <p><個人の場合> 住所・氏名を記載。</p>	× 整理番号	
	× 受理年月日	提出年月日

揮発油販売業廃止届出書

九州経済産業局長 殿

〇年 〇月 〇日

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住 所

〇〇株式会社
〇〇 〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第9条の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 登録年月日及び登録番号
〇年〇月〇日 〇—〇〇〇〇〇
- 2 事業を廃止した年月日
〇年〇月〇日
- 3 事業を廃止した理由
揮発油販売業から撤退

登録年月日及び登録番号は、
販売業者としての最初の登録時に交付した「揮発
油販売業者登録通知書」に記載されている登録年
月日及び登録番号を記入。

(備考) 1、この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。2、×印の項は、記載しないこと。

⑦代表者（業務担当役員）を変更する場合

・法人の代表取締役（業務担当役員）が交代する場合の手続きです。

登録原簿に記載してある代表取締役（業務担当役員）が退任・死亡等により辞めた場合は、変更登録申請が必要となります。

遅くとも変更する10日前までに申請書を提出してください。

<必要書類>

1. 様式第6	揮発油販売業変更登録申請書	45
2.	誓約書	26
3.	商業登記簿謄本（抄本）	
4.	役員会議事録の写し（農協等のみ）	
5. その他	「石油販売業変更届出書」 3部（1部写し可）	98

※ 業務担当役員を兼ねる法人代表者の変更は、担当役員の変更にも該当し変更登録申請をすべき事項となります。この場合、代表者変更の氏名変更届出は省略しても差し支えありません。

※ 本件により登録簿の登録内容を変更した場合は、規定に従い揮発油販売業者変更登録通知書（P46、見本（例））を交付、通知します。
大切に保存しておいて下さい。

(記載例)

様式第6 (第7条関係)

<p><法人の場合> 登記上の名称、住所を記載。</p> <p><個人の場合> 住所・氏名を記載。</p>	× 整理番号	
	× 審査結果	
	× 受理年月日	提出年月日

○年 ○月 ○日

揮発油販売業変更登録申請書

九州経済産業局長 殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名 ○○株式会社
住所 ○○ ○○
○○県○○市○○町○○番地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第8条第1項の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。

1 登録年月日及び登録番号
○年○月○日 ○—○○○○○

2 変更の内容 代表者及び業務を行う役員の変更

従前の内容	変更後の内容
代表取締役 田中 父郎 業務担当役員 田中 父郎 " 田中 花子	代表取締役 田中 一郎 業務担当役員 田中 一郎 " 田中 花子

3 変更の年月日
○年○月○日 変更箇所を記載。

4 変更の理由
取締役会の決議による。 記載にあたっては、引き続き担当役員である者も記入。

(備考) 1、この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。2、×印の項は、記載しないこと。

変更の年月日には、
商業登記簿謄本上の就任日付を記載。

変更の理由は、具体的に記載。

見 本 (例)

〇〇〇〇〇九州第〇〇号

揮発油販売業者変更登録通知書

氏名又は名称及び
法人にあつてはそ
の代表者の氏名

E販売業株式会社
代表取締役 福岡 次郎

住 所

福岡県福岡市
博多区博多駅東2丁目11-1

上記の者からの平成〇〇年〇〇月〇〇日付けの揮発油等の品質の確保等に関する法律(昭和51年法律第88号)第8条第1項の変更登録申請については、下記により申請どおり変更登録をしたので、同条第2項において準用する第5条第2項に基づき通知する。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

九州経済産業局長 九州 太郎

印

記

1. 変更登録年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
2. 登録番号 8-〇〇〇〇〇号

⑧代表者を変更する場合

- ・業務担当役員を兼務していない代表者に変更になった場合の手続き

代表者と業務担当役員が別々で登録されており、その代表者が退任・死亡等により辞めた場合は、揮発油販売業者氏名等変更届出書での手続きが必要となります。

※業務を担当している役員の変更は、「⑦代表者（業務を行う役員）を変更する場合（P 4 4）」をご覧ください。

遅滞なく届けることが義務づけられています。

<必要書類>

- | | | | |
|---------|-----------------|-----------|---------|
| 1. 様式第7 | 揮発油販売業者氏名等変更届出書 | | 48 |
| 2. | 商業登記簿謄本（抄本） | | |
| 3. その他 | 「石油販売業変更届出書」 | 3部（1部写し可） |98 |

(記載例)

様式第7(第8条関係)

<p><法人の場合> 登記上の名称、住所を記載。</p> <p><個人の場合> 住所・氏名を記載。</p>	× 整理番号	
	× 受理年月日	提出年月日

揮発油販売業者氏名等変更届出書

〇年 〇月 〇日

九州経済産業局長 殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

住 所

〇〇株式会社
〇〇 〇〇
〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第8条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録年月日及び登録番号

〇年〇月〇日 〇—〇〇〇〇〇

2 変更の内容 〇〇〇〇〇〇

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
〇〇〇〇〇〇	●●●●●●

3 変更の年月日

〇年〇月〇日

変更箇所を記載。

4 変更の理由

〇〇〇〇〇〇

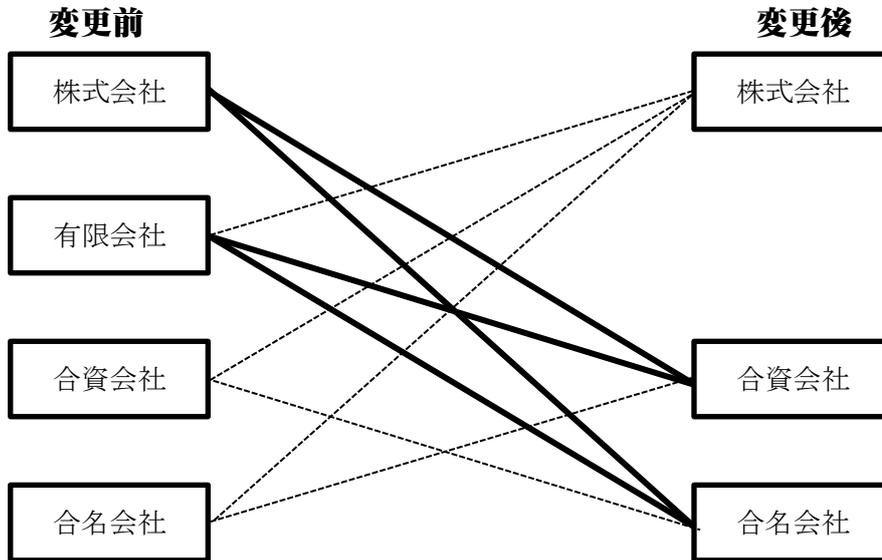
登録年月日及び登録番号は、販売業者としての最初の登録時に交付した「揮発油販売業者登録通知書」に記載されている登録年月日及び登録番号を記入。

理由を具体的に記載のこと。

(備考) 1、この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。2、×印の項は、記載しないこと。

⑨会社組織を変更する及び法人化の場合

(a) 会社組織を変更する場合



—— 変更前組織の廃止届出と変更後組織の新規登録が必要

※ 「①給油所を新設する（初めて給油所を持つ）場合（P 2 2）」及び「⑥給油所を廃止する（全てを廃止する）場合（P 4 2）」の手引きをご参照ください。

----- 揮発油販売業者氏名等変更届出書での手続きが必要

※ 添付頂く商業登記簿謄本は、「登記記録に関する事項」の欄に“平成〇〇年〇〇月△△△を組織変更し設立”等の文言が登記されているものを提出してください。

※ 有限会社法の廃止（交付日：平成17年7月26日、施行日：平成18年5月1日）により、変更後の有限会社は、除いています。

<必要書類>

1. 様式第7	揮発油販売業者氏名等変更届出書	48
2. 商業登記簿謄本	「登記記録に関する事項」の欄に “平成〇〇年〇〇月△△△を組織変更し設立”等の文言があるもの	
3. その他	「石油販売業変更届出書」 3部（1部写し可）	98

(b) - 1 (法人⇔個人) 事業の全部譲渡に該当しない場合

事業の全部譲渡に該当しない法人⇔個人への変更手続きは、法律上での法人と個人の人格が異なることから、変更前組織（既登録）の廃止届出の手続きと、変更後組織の新規登録の手続きが必要です。

※ 「①給油所を新設する（初めて給油所を持つ）場合（P 2 2）」及び「⑥給油所を廃止する（全てを廃止する）場合（P 4 2）」の手引きをご参照ください。

(b) - 2 (法人⇔個人) 事業の全部譲渡に該当する場合

既に登録業者である個人事業者が法人化（株式会社、有限会社などへ）する場合、揮発油販売業の遂行に必要なあらゆる債権債務関係等に変更がない場合は、事業の全部譲渡に該当するので承継届出書を提出する必要があります。また、法人事業者が個人事業者にかわる場合、揮発油販売業の遂行に必要なあらゆる債権債務関係等に変更がない場合は、事業の全部譲渡に該当するので同様の手続きになります。

*この場合、生産（確認）揮発油品質維持計画の認定を受けた揮発油販売業者（以下、「認定揮発油販売業者」という。）がその事業の全部を譲り渡しがあったときは、その事業の全部を譲り受け手は、その認定揮発油販売業者の地位を承継する。（施行規則第14条の4から抜粋）

<必要書類>

1.	様式第3	揮発油販売業承継届出書	35
2.	様式第3の2	揮発油販売業事業譲渡証明書	40
3.	誓約書		26
4.	商業登記簿謄本（抄本）	{ 個人→法人 }	
	住民票	{ 法人→個人 }	
5.	全部譲渡契約書（写）		
6.	その他	譲渡した側「石油販売業廃止届出書」	3部（1部写し可）
		譲渡される側「石油販売業開始届出書」	3部（1部写し可）

⑩個人事業者または法人等の氏名・名称・住所を変更する場合

- ① 個人事業者が養子縁組等により氏名が変更になった場合の手続き
- ② 法人の名称が変更になった場合の手続き
- ③ 個人事業者または法人等の所在地が変更になった場合の手続き
(住居表示変更の場合は、住居表示通知を添付ください)

遅滞なく届けることが義務づけられています。

<必要書類>

- | | | | |
|----|------------------|------------------------|----|
| 2. | 様式第7 | 揮発油販売業者氏名等変更届出書 | 48 |
| 3. | 戸籍簿謄本(抄本)または住民票等 | (①、③の場合) | |
| 4. | 商業登記簿謄本(抄本) | (②、③の場合) | |
| 5. | その他 | 「石油販売業変更届出書」 3部(1部写し可) | 98 |

⑪ 給油所を新設する（給油所を追加する）場合

揮発油登録業者が給油所を新設する場合の手続きです。

申請の時期は、登録審査・内部決裁の期間として、遅くとも揮発油販売業を開始する10日前までに申請書を提出してください。

次の変更内容によって、次ページの様式第6の2 変更の内容の次に記載する語句は次による。

- (a) 追加して給油所を新設する場合、「給油所1カ所の新設」
- (b) 追加して他人（他法人）が営業としている給油所を買い受け、又は借り受けて営業する場合、「給油所1カ所の追加」
- (c) 同一販売事業者が既存の給油所を廃止して他地点に移設する場合、「給油所の1カ所の廃止及び1カ所の追加（移設）」

<必要書類>

1. 様式第6	揮発油販売業変更登録申請書	53
2. 様式第2	事業計画書	25
3.	揮発油分析受託証明書（原本） 1部	27
4.	消防許可申請等（写）	28
5.	建築確認通知等（写）	29
6.	様式第9品質管理者選任届出書及び乙種4類免許証（表・裏）のコピー	30、31
7.	その他	
	・「石油販売業開始届出書」 3部（1部写し可）	92
	・「石油販売業廃止届出書」 3部（1部写し可）（移設の場合）	99

※1 揮発油分析受託証明書は、登録分析機関（P16）に当該証明書発行の申込を行い、交付を受けてください。

見本として、一般社団法人全国石油協会発行の揮発油分析受託証明書を27ページに例示しています。もちろんその他の登録分析機関発行のものでも可です。

※2 消防許可申請等（写し）は、消防法に基づく手続きが適切に行われているかを確認するものです。

※4 建設確認通知等（写し）は、建築基準法に基づく手続きが適切に行われているかを確認するものです。

※5 本件により登録簿の登録内容を変更した場合には、規定に従い揮発油販売業者変更登録通知書（P46、見本（例））を交付、通知します。

大切に保存しておいて下さい。

(記載例)

様式第6 (第7条関係)

<p><法人の場合> 登記上の名称、住所を記載。</p> <p><個人の場合> 住所・氏名を記載。</p>	<table border="1" style="margin-left: auto; margin-right: auto;"><tr><td style="width: 50%;">× 整理番号</td><td style="width: 50%;"></td></tr><tr><td>× 審査結果</td><td></td></tr><tr><td>× 受理年月日</td><td style="text-align: center;">提出年月日</td></tr></table> <p style="text-align: center;">○年 ○月 ○日</p> <h2 style="text-align: center;">揮発油販売業変更登録申請書</h2> <p>九州経済産業局長 殿</p> <p style="text-align: center;">氏名又は名称及び法人に あつてはその代表者の氏名 住 所</p> <p style="text-align: center;">○○株式会社 ○○ ○○ ○○県○○市○○町○○番地</p> <p>揮発油等の品質の確保等に関する法律第8条第1項の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>1 登録年月日及び登録番号 ○年○月○日 ○—○○○○○</p> <p>2 変更の内容 給油所1ヶ所の追加</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="width: 50%;">従 前 の 内 容</th><th style="width: 50%;">変 更 後 の 内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td></td><td>給油所の名称 ○○給油所</td></tr><tr><td></td><td>給油所の所在地 ○○○○○○</td></tr><tr><td></td><td>タンクの容量 ○○KL</td></tr><tr><td></td><td>計量器の数 ○○基</td></tr></tbody></table> <p>3 変更の年月日 ○年○月○日</p> <p>4 変更の理由 経営規模拡大のため、給油所を新設する</p>	× 整理番号		× 審査結果		× 受理年月日	提出年月日	従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容		給油所の名称 ○○給油所		給油所の所在地 ○○○○○○		タンクの容量 ○○KL		計量器の数 ○○基
× 整理番号																	
× 審査結果																	
× 受理年月日	提出年月日																
従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容																
	給油所の名称 ○○給油所																
	給油所の所在地 ○○○○○○																
	タンクの容量 ○○KL																
	計量器の数 ○○基																

登録年月日及び登録番号は、販売業者としての最初の登録時に交付した「揮発油販売業者登録通知書」に記載されている登録年月日及び登録番号を記入。

変更の理由は、給油所の新設目的を具体的かつ簡単明瞭に記載。

変更の年月日は、変更登録申請者が実際に事業開始を予定している年月日を記入。ただし、事業開始の日をもって変更登録を行うため、原則として、事業開始予定日の遅くとも10日前に提出。

タンクの容量及び計量器の基数は、ハイオクガソリンとレギュラーガソリンの合計を記入。なお、ダブル計量器など複数のノズルの付いたものについては、同時に独立して給油が可能なノズルの数を計量器の数とする。

(備考) 1、この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。2、×印の項は、記載しないこと。

⑫ 給油所の運営者を交代する（揮発油登録業者が給油所を追加する）場合

揮発油登録業者が他人の営業している給油所を買い受け、借り受け等により営業する（いわゆる運営者交代）場合の手続きです。

旧運営者の廃止日と新運営者の事業開始日の間に日付のずれがないよう手続きを進める必要があります、特に運営の期間が重複することのないよう注意してください。

申請の時期は、登録審査・内部決裁の期間として、遅くとも揮発油販売業を開始する10日前までに申請書を提出してください。

<必要書類>

1. 様式第6	揮発油販売業変更登録申請書	53
2. 様式第2	事業計画書	25
3.	揮発油分析受託証明書	27
4.	前運営者の廃止届出書又は変更登録申請書のコピー（受領印があるもの）	
5.	様式第9品質管理者選任届出書及び乙種4類免許証（表・裏）のコピー	30、31
6.	その他 「石油販売業開始届出書」 3部（1部写し可）	92

※1 揮発油分析受託証明書は、登録分析機関（P16）に当該証明書発行の申込を行い、交付を受けてください。

見本として、一般社団法人全国石油協会発行の揮発油分析受託証明書を27ページに例示しています。もちろんその他の登録分析機関発行のものでも可です。

※2 給油所の運営者を交替するに当たり、設備を新設、更新等した場合は、消防許可申請等（写し）、建設確認通知等（写し）を添付する必要があります。

※5 本件により登録簿の登録内容を変更した場合には、規定に従い揮発油販売業者変更登録通知書（P46、見本（例））を交付、通知します。

大切に保存しておいて下さい。

⑬ 給油所を廃止する（一部を廃止する）場合

新たに当該給油所を運営する方がいる場合は、事前に申請してください。

複数の給油所を所有しているがそのうちの一部だけを廃止するか、その一部を他社に譲渡又は貸与する場合の手続きです。

申請の時期は、登録審査・内部決裁の期間として、遅くとも揮発油販売業を開始する10日前までに申請書を提出してください。

<必要書類>

- | | | | |
|---------|---------------|-----------|----|
| 1. 様式第6 | 揮発油販売業変更登録申請書 | 56 | |
| 2. その他 | 「石油販売業変更届出書」 | 3部（1部写し可） | 99 |

※ SS減の変更登録申請又は廃止届出を行ったSSについては、品質管理者解任届出と分析委託廃止届出を省略しても差し支えありません。

※5 本件により登録簿の登録内容を変更した場合は、規定に従い揮発油販売業者変更登録通知書（P46、見本（例））を交付、通知します。
大切に保存しておいて下さい。

(記載例)

様式第6 (第7条関係)

<p><法人の場合> 登記上の名称、住所を記載。</p> <p><個人の場合> 住所・氏名を記載。</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><tr><td style="width: 60%; padding: 2px;">× 整理番号</td><td style="width: 40%;"></td></tr><tr><td style="padding: 2px;">× 審査結果</td><td></td></tr><tr><td style="padding: 2px;">× 受理年月日</td><td style="text-align: center;">提出年月日</td></tr></table> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">○年 ○月 ○日</p> <p style="text-align: center; font-weight: bold; font-size: 1.2em;">揮発油販売業変更登録申請書</p> <p>九州経済産業局長 殿</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">氏名又は名称及び法人に あつてはその代表者の氏名</p> <p style="text-align: center; margin-left: 100px;">○○株式会社 ○○ ○○</p> <p style="text-align: center;">住 所</p> <p style="text-align: center; margin-left: 100px;">○○県○○市○○町○○番地</p> <p>揮発油等の品質の確保等に関する法律第8条第1項の変更登録を受けたいので、次のとおり申請します。</p> <p>1 登録年月日及び登録番号</p> <p style="margin-left: 40px;">○年○月○日 ○—○○○○○</p> <p>2 変更の内容 給油所1カ所の減少</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"><thead><tr><th style="width: 50%; text-align: center;">従 前 の 内 容</th><th style="width: 50%; text-align: center;">変 更 後 の 内 容</th></tr></thead><tbody><tr><td style="padding: 5px;">給油所の名称 ○○給油所 給油所の所在地 ○○○○○○ タンクの容量 ○○K 計量器の数 ○○基</td><td style="text-align: center; vertical-align: middle;">同左給油所を廃止する</td></tr></tbody></table> <p>3 変更の年月日</p> <p style="margin-left: 40px;">○年○月○日</p> <p>4 変更の理由</p> <p style="margin-left: 40px;">経営合理化のため、上記給油所を株式会社○○石油(登録番号○—○○○○○)に売却する。</p>	× 整理番号		× 審査結果		× 受理年月日	提出年月日	従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容	給油所の名称 ○○給油所 給油所の所在地 ○○○○○○ タンクの容量 ○○K 計量器の数 ○○基	同左給油所を廃止する
× 整理番号											
× 審査結果											
× 受理年月日	提出年月日										
従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容										
給油所の名称 ○○給油所 給油所の所在地 ○○○○○○ タンクの容量 ○○K 計量器の数 ○○基	同左給油所を廃止する										

(備考) 1、この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。2、×印の項は、記載しないこと。

変更の年月日は、
変更登録申請者が実際に給油所廃止を予定している年月日を記入。
ただし、運営者の交代等により、新たに当該給油所を運営する方がいる場合、申請日は、原則として、新運営者の給油所開始予定日の遅くとも2週間前に提出。

変更の理由は、給油所の新設目的を具体的かつ簡単明瞭に記載。
(記載例)
・当該給油所を廃止する場合、「経営合理化のため、上記の給油所を廃止する。」
・他者に譲渡・貸与・返却する場合、「経営合理化のため、上記の給油所を株式会社○○石油(登録番号○—○○○○○)に貸与する。」
(注)なお、譲渡又は貸与により、新たに当該給油所を運営する事業者がある場合、控え1部を提出のこと。この控えに、受付印を押印し返却するので、返却された控えは、譲り受け又は借り受ける事業者の申請書に添付すること。

⑭給油所の設備規模・住居表示・名称を変更する場合

① 給油所の設備規模（タンク容量・計量器数※）を変更する場合の手続き。

※この場合タンク容量・計量器のノズルの数とは、

<タンク容量>

揮発油（レギュラーガソリン、ハイオクガソリン）のみのタンク容量（KL）

<計量器数>

揮発油（レギュラーガソリン、ハイオクガソリン）を同時給油できるノズルの数（器）

② 給油所の住居表示を変更する場合の手続き。

※給油所の移設を行う場合（実質的な地点の変更）については、変更登録の手続きが必要となりますので、本手続とは異なります。

③ 給油所の名称を変更する場合の手続き。

※必要な添付書類は特になく、他の届出等がある際に併せて届出を行っても構いません。

遅滞なく届けることが義務づけられています。

<必要書類>

1.	様式第7	揮発油販売業者氏名等変更届出書	58
2.	消防の設置許可書・申請書（写）	（①の場合）	28
3.	市町村等の発行する住居表示変更の証明書	（②の場合）	59
4.	その他	「石油販売業変更届出書」 3部（1部写し可）	98

給油所の揮発油タンク容量や計量器数を変更する場合
(記載例)

様式第7(第8条関係)

<法人の場合>
登記上の名称、住所を記載。

<個人の場合>
住所・氏名を記載。

× 整理番号	
× 受理年月日	提出年月日

揮発油販売業者氏名等変更届出書

○年 ○月 ○日

九州経済産業局長 殿

氏名又は名称及び法人に ○○株式会社

あつてはその代表者の氏名 ○○ ○○

住 所 ○○県○○市○○町○○番地

揮発油等の品質の確保等に関する法律第8条第3項の規定により、次のとおり届け出ます。

登録年月日及び登録番号は、販売業者としての最初の登録時に交付した「揮発油販売業者登録通知書」に記載されている登録年月日及び登録番号を記入。

- 1 登録年月日及び登録番号
○年○月○日 ○—○○○○○
- 2 変更の内容 **給油所の設備変更**

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
給油所の名称 ○○給油所	給油所の名称 ○○給油所
タンクの容量 ○○KL	タンクの容量 ●●KL
計量器の数 ○○基	計量器の数 ●●基

- 3 変更の年月日
○年○月○日 変更箇所を記載。
- 4 変更の理由
地下タンクを取替えたため

変更の理由は、具体的に記載。

タンクの容量及び計量器の基数は、いわゆるハイオクガソリンとレギュラーガソリンの合計を記入。
なお、ダブル計量器など複数のノズルの付いたものについては、**同時に独立して給油が可能なノズルの数を計量器の数とする。**

(備考) 1、この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。2、×印の項は、記載しないこと。

見 本 (例)

別記様式第 1

証 明 書

氏名，名称又は施設の名称		
住所 居住 施設の場所 } の表示	実施前	
	実施後	
住居表示の実施期日		
<p>住居表示に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき上記のとおり住居表示の変更があったことを証明願います。</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p style="text-align: right;">申請者 氏 名 印</p> <p style="text-align: center;">市町村長 殿</p>		

上記のとおり相違ないことを証明する。

年 月 日

市町村長 印

別記様式第 2

通 知 書

住居表示に関する法律第 3 条第 1 項及び第 2 項の規定に基づき、あなたの住居については、次のとおり、街区符号及び住居番号（道路の名称及び住居番号）をつけましたので、同上第 3 条の規定により通知します。

氏名，名称又は施設の名称		
住所 居住 施設の場所 } の表示	実施前	
	実施後	
住居表示の実施期日		

年 月 日

市町村長 印

殿

(注) 住所
居住
施設の場所 } の表示欄中不用の文字は消すこと。

⑮品質管理者の変更（選任・解任）を行う場合

粗悪な揮発油の販売を防止するためには、人的面において法令を遵守する体制の整備が必要不可欠であるという考えの下、揮発油の品質管理の中核として「品質管理者」の制度が設けられています。

※ 同一人の複数給油所での品質管理者の兼務は不可能。

品質管理者の選任・解任をした場合、遅滞なく届けることが義務づけられています。

※免状の写真の書き換え期間が切れている場合、受理できませんのでご注意ください。

<必要書類>

- | | |
|----------------------------------|-----|
| 1. 様式第9 品質管理者選任（解任）届出書 | 6 1 |
| 2. 乙種4類免許証（表・裏）のコピー（解任を届出る場合は除く） | 3 1 |

注1 S S減の変更登録申請又は廃止届出を行ったS Sについては、品質管理者解任届出と分析委託廃止届出を省略しても差し支えありません。

なお、複数の給油所の品質管理者を一括に変更したい場合は次のように記載。

(記載例) ※選任する者の危険物取扱責任者の免状の写しを添付のこと。
様式第9(第12条関係)

<法人の場合>
登記上の名称、住所を記載。

<個人の場合>
住所・氏名を記載。

× 整理番号	
× 受理年月日	提出年月日

品質管理者選任(解任)届出書

○年 ○月 ○日

九州経済産業局長 殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名

○○株式会社

○○ ○○

住 所 ○○県○○市○○町○○番地

揮発油等の品質確保等に関する法律第14条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 登録年月日及び登録番号
 ○年○月○日 ○—○○○○○
- 2 給油所の名称及び所在地
 別紙のとおり
- 3 品質管理者の氏名
 (選任)別紙のとおり (解任)別紙のとおり
- 4 選任(解任)の年月日
 別紙のとおり
- 5 解任の場合にあつては、その理由
 「人事異動のため」、「退職のため」など

(備考) 1、この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。2、×印の項は、記載しないこと。

※別紙として、以下の項目が入ったものを添付のこと。(様式は任意)

別 紙

給油所名	所在地	選任(解任)した日	品質管理者	
			解任者	選任者
A 給油所	○○市○○町○ ○番地○	○年 ○月 ○日	○○ ○○	△△ △△
F 給油所	△△市△△町△ △番地	○年 ○月 ○日	△△ △△	□□ □□
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・
・	・	・	・	・

⑩揮発油品質維持計画を新規に認定申請する場合

品質確保法は揮発油販売業者に、揮発油の品質について、各給油所ごとに揮発油の分析を行う義務を課しています。

この揮発油の分析については下記２種類の方法があり、揮発油販売業者はこのいずれかを選択することができます。

- (1) 各給油所において、10日ごとに分析を行う方法（本則）（規則第14条第1号抜粋）
- (2) 揮発油販売業者が各給油所ごとに「揮発油品質維持計画」を作成し、経済産業局の認定を受けることで、概ね1年に1回分析を行う方法（特則）（規則第14条の3抜粋）

以下は、揮発油販売業者が上記（2）を選択し、各給油所ごとに揮発油品質維持計画の認定を申請する場合の手続きについてです。

生産揮発油品質維持計画とは、原油又は石油製品を精製して揮発油を生産する事業を行う者（以下「揮発油生産業者」という。）（法第17条の3第1項抜粋）による揮発油品質維持計画の事でありま

確認揮発油品質維持計画とは、揮発油規格に適合する揮発油を供給する者として経済産業大臣が別に定める方法によって登録分析機関の確認を定期的に受けている者（以下「確認供給者」という。）（規則第14条の2第2号イ抜粋）による揮発油品質維持計画の事であります。

揮発油品質維持計画の認定を申請するに当たっては、まず次の事項を定める必要があります。

- ① 主たる揮発油流通経路
- ② 揮発油品質維持計画開始日及び揮発油品質維持計画終了日
- ③ その揮発油品質維持計画開始日の二ヶ月前から実施する揮発油品質維持計画認定申請のための揮発油分析期間

また、揮発油品質維持計画認定申請書の提出日は、揮発油品質維持計画開始日の一ヶ月前までに申請しなければならないと規定されています。（規則第14条の2第6項抜粋）

更に、揮発油品質維持計画の認定は、揮発油品質維持計画開始日までに必ず認定を受けなければなりません。

揮発油品質維持計画の計画開始日から計画終了日までの期間は1年を超えることはできないとなっています。（規則第14条の2第5項抜粋）

慣習として、生産（確認）揮発油品質維持計画終了日は、原則10月30日にする事となっています。

ただし、生産（確認）揮発油品質維持計画の新規認定を受けようとするものの、次に提出する生産

(確認)揮発油品質維持計画終了日変更認定申請書を作成する時間が無い、又は当該生産(確認)揮発油品質維持計画終了日変更認定申請書の提出が難しい場合(九州局は、当該生産(確認)揮発油品質維持計画終了日変更認定申請書の申請日は、例年9月上旬となっています。)、特別に生産(確認)揮発油品質維持計画の終了日を翌年の3月31日にすることが出来ることとなっています。

生産(確認)品質維持計画の新規認定申請の申請日等の一例は、次のとおりです。

(計画開始日の二ヶ月前)	(計画開始日の一ヶ月前)	(計画開始日)	(計画終了日)		
分析開始日	(分析期間)	申請日	(分析期間)	揮発油品質維持計画	
(4月1日)		(5月1日)		(6月1日)	(当年10月30日)

生産(確認)揮発油品質維持計画は、次の3パターンがあります。

(例)

① 揮発油品質維持計画終了日が、当年10月30日の場合

(計画開始日)	(計画終了日)
揮発油品質維持計画	
(当年6月1日)	(当年10月30日)

② 揮発油品質維持計画終了日が翌年3月31日の場合

(計画開始日)	(計画終了日)
揮発油品質維持計画	
(当年9月1日)	(翌年3月31日)

③ 揮発油品質維持計画終了日が翌年10月30日の場合

(計画開始日)	(計画終了日)
揮発油品質維持計画	
(当年12月1日)	(翌年10月30日)

*上記パターンの境目については、当局資源・燃料課に事前に問い合わせ下さい。

生産(確認)揮発油品質維持計画認定申請にあたっての申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書を作成し、その原本を添付する必要があります。

連帯損害賠償契約書及び連帯損害賠償約款を作成し、その写しを添付する必要があります。

<必要書類>

1. 様式第10	生産（確認）揮発油品質維持計画認定申請書・・・・・・・・・・	65
2. 様式	生産（確認）揮発油品質維持計画認定申請にあたっての申請前 流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書・・・・	66
3. 様式	確認揮発油品質維持計画認定申請にあたっての 品質確認証明書（確認のみ）・・・・・・・・・・	67
4.	揮発油分析結果証明書（計画認定申請用）（原本）・・・・・・・・	68
5.	連帯損害賠償契約書の写し及び連帯損害賠償約款の写し	

*揮発油分析結果証明書（計画認定申請用）は、登録分析機関（P16）に、当該証明書発行の申込みを行い、交付を受けて下さい。

見本として、一般社団法人全国石油協会発行の揮発油分析結果証明書（計画認定申請用）を68ページに例示しています。もちろんその他の登録分析機関発行のものでも可です。

*本件により生産（確認）揮発油品質維持計画を認定した場合には、生産（確認）揮発油品質維持計画認定書（P69、見本（例））を交付、通知します。

大切に保存しておいて下さい。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

生産（確認）揮発油品質維持計画認定申請書

平成○年○月○日

九州経済産業局長 殿

D販売業株式会社
代表取締役社長 経済太郎
東京都千代田区霞が関1-3-1

下記の生産（確認）揮発油品質維持計画について揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第14条の2第1項（第2項）の認定を受けたいので申請します。

記

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
D販売業株、東京都千代田区霞が関1-3-1、
代表取締役社長 経済太郎
- 2 登録年月日及び登録番号
昭和（平成）○年○月○日、○-第○○○○○号
- 3 申請給油所の名称及び所在地
E給油所 東京都千代田区霞が関1-3-1
- 4 計画開始日及び計画終了日
平成○年○月○日及び平成○年○月○日
- 5 申請前流通経路及び申請後流通経路（申請前及び申請後の主たる生産又は確認揮発油流通経路。以下同じ。）
申請前流通経路
A生産業者等（B確認供給者）－（T共同油槽所経由）－C特約店－
D販売業株・E給油所
申請後流通経路 同上
- 6 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第14条の2第4項第6号の措置
上記5に掲げる申請前流通経路を構成する者が、申請の日前一月間申請給油所を用いて法律第13条の規格に適合しない揮発油を販売しないことを確実にするため、申請の日前一月間に申請給油所を用いて販売した揮発油について分析し、法律第13条の規格に適合していることについて、自主分析結果を記載した帳簿の写しを作成又は登録分析機関の分析結果証明を受けている。
- 7 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第14条の2第4項第7号の措置
上記5に掲げる申請後流通経路を構成する者が、申請の日から計画終了日までの間に申請給油所を用いて法律第13条の規格に適合しない揮発油を販売しないことを確実にするため、申請後流通経路にあるすべての者が、申請給油所を用いて法律第13条の規格に適合しない揮発油を販売しないことを誓約するとともに、連帯損害賠償契約の締結及び消費者に対する連帯損害賠償約款を作成している。
- 8 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第14条の2第4項第8号に関すること
B確認供給者が確認計画期間中において有効な登録分析機関との分析委託契約を締結し、供給する揮発油の品質について確認を受けることとしている。

（備考）1 不用な字句は消して使用すること。

2 この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

3 ×印の項は、記載しないこと。

4 8は確認揮発油品質維持計画の場合のみ記載すること。

生産（確認）揮発油品質維持計画認定申請にあたっての申請前
流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書

E 給油所の生産（確認）揮発油品質維持計画認定申請にあたっての申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書は、下記のとおりです。

記

申請前流通経路にある下記の者すべてが、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間、法律第13条の規格に適合しない揮発油を販売しないことが確実であり、平成〇年〇月〇日までの間、申請後流通経路にある下記の者すべてが、法律第13条の規格に適合しない揮発油を販売しないことを確実にするため、下記の者すべてが法律第13条の規格に適合しない揮発油を販売しないことを誓約するとともに、平成〇年〇月〇日までの間において有効な連帯損害賠償契約の締結及び消費者に対する連帯損害賠償約款を作成していることを証明します。

平成〇年〇月〇日

申請前 及 び 流通 経 路	(生産業者等)	A 生産会社 代表者の氏名 住所	(印)
	又は (確認供給者)	B 確認会社 代表者の氏名 住所	(印)
	(特約店)	C 特約店 代表者の氏名 住所	(印)
	(揮発油販売業者)	D 揮発油販売業者 代表者の氏名 住所	(印)

- (注) 1 代表者から本様式に係る証明等に係る権限を文書をもって委任されている者（例えば支店長等）は代表者に代わって行うことができる。
2 流通経路の実態に応じて適宜記入する欄の数を増減できることとし、左端のカッコ欄についても適宜実態に即した呼称（特約店、経済連等）を用いること。

確認揮発油品質維持計画認定申請にあたっての品質確認証明書

E 給油所の確認揮発油品質維持計画認定申請にあたっての品質確認証明書は、下記のとおりです。

記

B 確認供給者が供給する揮発油の品質について、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第14条の2第1項第2号イに規定する登録分析機関の確認を定期的に行うための措置として、B 確認供給者とG 登録分析機関が平成〇〇年〇〇月〇〇日までの間において有効な分析委託契約を締結していることを証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(確認供給者) B 確認供給者

代表者の氏名

⑩

住所

見 本
(例は、一般社団法人全国石油協会発行、その他の登録分析機関発行も可)

揮発油分析結果証明書（計画認定申請用）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

九州経済産業局長 殿

一般社団法人 全国石油協会
会 長 〇〇 〇〇

揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2の規定に基づき、下記の揮発油販売業者と揮発油分析委託契約を締結した下記給油所の揮発油について、平成〇〇年〇〇月〇〇日より平成〇〇年〇〇月〇〇日までの1か月間に3回の分析を実施しましたが、その結果は同法施行規則第10条に規定する揮発油規格に適合していることをここに証明いたします。

記

1. 揮発油販売業者の氏名又は名称
〇〇〇〇〇〇〇〇

2. 登録番号
8-第〇〇〇〇〇〇号

3. 給油所の名称
〇〇〇〇〇〇〇 給油所

4. 給油所の所在地
〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

見 本 (例)

〇〇〇〇〇九州第〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

E 販売業株式会社
代表取締役 福岡 次郎 殿

九州経済産業局長 九州 太郎 印

生産（確認）揮発油品質維持計画認定書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって申請がありました下記の給油所に係る上記の件については、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第14条の2第1項の規定に基づき、認定します。

記

- 1. 給油所の名称 〇〇〇給油所

- 2. 給油所の所在地 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇
 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

- 3. 認定番号 8-〇〇〇〇〇〇-〇〇〇〇〇

- 4. 生産（確認）計画開始日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

- 5. 生産（確認）計画終了日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

⑰揮発油品質維持計画を変更する場合

揮発油販売業者が、認定された揮発油品質維持計画の主たる流通経路と異なる仕入れを行った場合は、認定は失効となります。

ただし、「主たる流通経路」（メインの流通経路）があり、時々別のルートから購入しても「主たる流通経路」を構成する者が、品質に責任を持つ場合には、軽減特例は、認められています。

失効すると、改めて揮発油品質維持計画の認定を受けるか、10日毎の分析を行わなければなりません。

揮発油販売業者が、認定された揮発油品質維持計画の主たる流通経路を変更した場合（変更例は、元売りの変更、ルートの追加、特約店の変更又は追加など。）は、変更した事項を、次の生産（確認）揮発油品質維持計画変更届出書にて届出なければなりません。

なお、当該生産（確認）揮発油品質維持計画変更届出書を提出しても失効するものは、失効です。

ただし、いわゆる中抜け（例、A（元売り）→B（特約店）→C（給油所）からA（元売り）→C（給油所）への変更）の場合は、認定が失効することはありません。

<必要書類>

1. 様式第11 生産（確認）揮発油品質維持計画変更届出書・・・・・・・・・・71

×整理番号	
×受理年月日	平成 年 月 日

生産（確認）揮発油品質維持計画変更届出書

平成〇〇年〇〇月〇〇日

九州経済産業局長 殿

氏名又は名称及び法人に E販売業株式会社

あつてはその代表者の氏名 代表取締役 福岡 太郎

住 所 福岡県福岡市博多区博多駅東2丁目11-1

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第14条の6第1項の規定により、次のとおり届け出ます。

1 登録年月日及び登録番号

登録年月日；昭和、平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日、登録番号；8 - 〇〇〇〇〇号

2 認定年月日及び認定番号

認定年月日；昭和、平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日、認定番号；8 - 〇〇〇〇〇号 - 〇〇〇〇

3 変更の内容 〇〇〇〇

従 前 の 内 容	変 更 後 の 内 容
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇
〇〇〇〇〇〇	〇〇〇〇〇〇

4 変更の年月日 平成 〇〇年 〇〇月 〇〇日

5 変更の理由 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

(備考) 1. この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。

2. ×印の項は、記載しないこと。

⑱生産（確認）揮発油品質維持計画終了日を変更（延長）する場合

揮発油販売業者が、認定を受けた生産（確認）揮発油品質維持計画の終了日を変更（延長）する場合は、次の生産（確認）揮発油品質維持計画終了日変更認定申請書を、経済産業局に申請し、変更認定を受けなければなりません。

また、当該申請書は、認定を受けた生産（確認）揮発油品質維持計画の終了日を変更（延長）するものであり、当該申請書により ①「申請揮発油販売業者の氏名又は名称」及び「住所」並びに法人にあっては、「その代表者の氏名」 ②申請給油所の名称及び所在地 ③流通経路などを変更することは出来ません。

よって、これらを変更する場合は、事前に、所定の手続きを行って下さい。

生産（確認）揮発油品質維持計画終了日変更認定申請書は、計画終了日の3ヶ月前から1ヶ月前までに、経済産業局に提出しなければならないとなっています。（規則第14条の7第2項抜粋）

延長する期間は、変更される前の計画終了日から変更される後の計画終了日までの間（以下「計画期間」という。）は、1年を超えることはできない。

ただし、延長認定を連続して2回以上受けた場合にあっては、計画期間は、2年を超えることができないものとなっています。（規則第14条の7第3項抜粋）

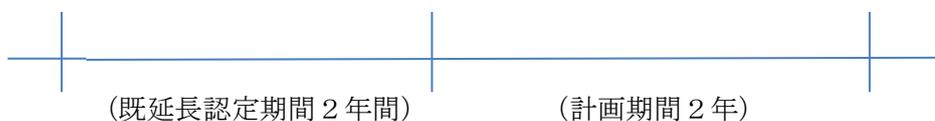
生産（確認）揮発油品質維持計画終了日の変更は、次の7パターンがあります。

(1) 既認定計画終了日が、10月30日の場合

(既認定期間→計画期間) (流通経路証明書並びに品質維持誓約書の下記の前文の日付け)

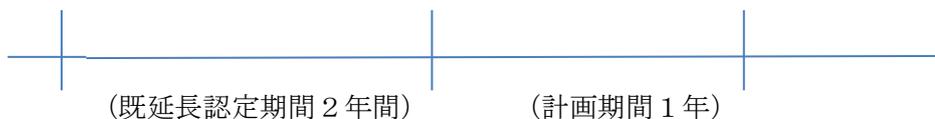
① 2年→2年

(記載する日付け) → (2年前の延長申請日) (今回の申請日) (2年後の10月30日)



② 2年→1年

(記載する日付け) → (2年前の延長申請日) (今回の申請日) (1年後の10月30日)



③ 1年→2年

(記載する日付け) → (1年前の延長申請日) (今回の申請日) (2年後の10月30日)



④ 1年→1年

(記載する日付け) → (1年前の延長申請日) (今回の申請日) (1年後の10月30日)



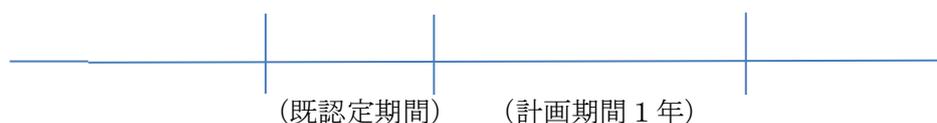
⑤ 7ヶ月→1年

(記載する日付け) → (前回の延長申請日) (今回の申請日) (1年後の10月30日)



⑥ 新規認定期間→1年

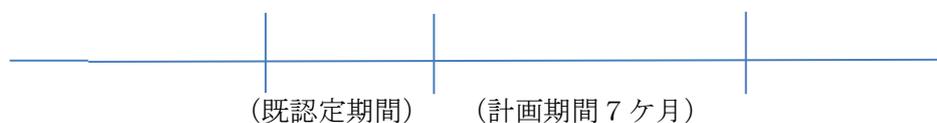
(記載する日付け) → (新規認定申請日) (今回の申請日) (1年後の10月30日)



(2) 既認定計画終了日が、3月31日の場合

⑦ 新規認定期間→7ヶ月

(記載する日付け) → (新規認定申請日) (今回の申請日) (当年10月30日)



生産(確認)揮発油品質維持計画終了日変更認定申請にあたっての申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書を作成し、原本を添付する必要があります。

<必要書類>

1. 様式第12	生産（確認）揮発油品質維持計画終了日変更認定申請書	75
2. 様式	生産（確認）揮発油品質維持計画終了日変更認定申請にあたっての 申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書	76
3. 様式	確認揮発油品質維持計画終了日変更認定申請にあたっての 品質確認証明書（確認のみ）	77
4.	揮発油分析結果証明書（計画終了日変更認定申請用）（原本）	78

*揮発油分析結果証明書（計画終了日変更認定申請用）は、登録分析機関（P16）に、当該証明書発行の申込みを行い、交付を受けて下さい。

見本として、一般社団法人全国石油協会発行の揮発油分析結果証明書（計画終了日変更認定申請用）を78ページに例示しています。もちろんその他の登録分析機関発行のものでも可です。

*本件により生産（確認）揮発油品質維持計画終了日の変更認定した場合には、生産（確認）揮発油品質維持計画終了日変更認定書（P79、見本（例））を交付、通知します。

大切に保存しておいて下さい。

× 整理番号	
× 受理年月日	年 月 日

生産（確認）揮発油品質維持計画終了日変更認定申請書

平成○年○月○日

九州経済産業局長 殿

D販売業株式会社

代表取締役社長 経済太郎

東京都千代田区霞が関 1-3-1

揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第 14 条の 7 第 1 項の認定を受けたいので下記のとおり申請します。

記

- 1 氏名又は名称及び住所並びに法人にあってはその代表者の氏名
D販売業(株)、東京都千代田区霞が関 1-3-1、
代表取締役社長 経済太郎
- 2 認定年月日及び認定番号
平成○年○月○日、○-第○○○○○号-○○○
- 3 登録年月日及び登録番号
昭和（平成）○年○月○日、○-第○○○○○号
- 4 認定計画に係る給油所の名称及び所在地
E給油所 東京都千代田区霞が関 1-3-1
- 5 変更前の計画終了日及び変更後の計画終了日
平成○年○月○日及び平成○年○月○日
- 6 申請前流通経路及び申請後流通経路（申請前及び申請後の主たる生産又は確認揮発油流通経路。以下同じ。）
申請前流通経路
A生産業者等（B確認供給者）－（T共同油槽所経由）－C特約店－D販売業(株)・E給油所
申請後流通経路 同上
- 7 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第 14 条の 2 第 4 項第 6 号の措置
上記 6 に掲げる申請前流通経路を構成する者が、計画の認定の申請の日（変更された計画終了日の変更の認定にあつては最後に受けた第十四条の七第一項の認定の申請の日。以下同じ。）から第十四条の七第一項の認定の申請の日までの間申請給油所を用いて法律第 13 条の規格に適合しない揮発油を販売しないことを確実にするため、申請前流通経路にあるすべての者が、第十四条の七第一項の認定の申請の日まで有効な連帯損害賠償契約を締結しているとともに、延長前の生産（確認）揮発油品質維持計画に基づく揮発油分析のための登録分析機関の分析結果証明を受けるなどの品質管理を実施している。
- 8 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第 14 条の 2 第 4 項第 7 号の措置
上記 6 に掲げる申請後流通経路を構成する者が、申請の日から計画終了日までの間に申請給油所を用いて法律第 13 条の規格に適合しない揮発油を販売しないことを確実にするため、申請後流通経路にあるすべての者が、申請給油所を用いて法律第 13 条の規格に適合しない揮発油を販売しないことを誓約するとともに、連帯損害賠償契約の締結及び消費者に対する連帯損害賠償約款を作成している。
- 9 揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第 14 条の 2 第 4 項第 8 号に関すること
B確認供給者が確認計画期間中において有効な登録分析機関との分析委託契約を締結し、供給する揮発油の品質について確認を受けることとしている。

- (備考) 1 不用な字句は消して使用すること。
2 この用紙の大きさは、日本産業規格 A 4 とすること。
3 ×印の項は、記載しないこと。
4 8 は確認揮発油品質維持計画の場合のみ記載すること。

生産（確認）揮発油品質維持計画終了日変更認定申請にあたっての
申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書

E 給油所の生産（確認）揮発油品質維持計画終了日変更認定申請にあたっての申請前流通経路及び申請後流通経路証明書並びに品質維持誓約書は、下記のとおりです。

記

申請前流通経路にある下記の者すべてが、平成〇年〇月〇日から平成〇年〇月〇日までの間、法律第13条の規格に適合しない揮発油を販売していないことが確実であり、平成〇年〇月〇日までの間、申請後流通経路にある下記の者すべてが、法律第13条の規格に適合しない揮発油を販売しないことを確実にするため、下記の者すべてが法律第13条の規格に適合しない揮発油を販売しないことを誓約するとともに、平成〇年〇月〇日までの間において有効な連帯損害賠償契約の締結及び消費者に対する連帯損害賠償約款を作成していることを証明します。

平成〇年〇月〇日

申請前 及 び 流通 経 路	(生産業者等)	A 生産会社 代表者の氏名 住所	(印)
	又は (確認供給者)	B 確認会社 代表者の氏名 住所	(印)
	(特約店)	C 特約店 代表者の氏名 住所	(印)
	(揮発油販売業者)	D 揮発油販売業者 代表者の氏名 住所	(印)

- (注) 1 代表者から本様式に係る証明等に係る権限を文書をもって委任されている者（例えば支店長等）は代表者に代わって行うことができる。
2 流通経路の実態に応じて適宜記入する欄の数を増減できることとし、左端のカッコ欄についても適宜実態に即した呼称（特約店、経済連等）を用いること。

確認揮発油品質維持計画終了日変更認定申請にあたっての品質確認証明書

別紙に掲げる申請給油所の確認揮発油品質維持計画終了日変更認定申請にあたっての品質確認証明書は、下記のとおりです。

記

B 確認供給者が供給する揮発油の品質について、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第 14 条の 2 第 1 項第 2 号イに規定する登録分析機関の確認を定期的にするための措置として、B 確認供給者と G 登録分析機関が平成〇〇年 10 月 30 日までの間において有効な分析委託契約を締結していることを証明します。

平成〇〇年〇〇月〇〇日

(確認供給者) B 確認供給者

代表者の氏名

Ⓜ

住所

(別紙)

B 確認供給者が揮発油を供給している申請給油所

給油所	住所
•	•
•	•
•	•

見 本
(例は、一般社団法人全国石油協会発行、その他の登録分析機関発行も可)

揮発油分析結果証明書（計画終了日変更認定申請用）

平成〇〇年〇〇月〇〇日

九州経済産業局長 殿

一般社団法人 全国石油協会
会 長 〇〇 〇〇

揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2の規定に基づき、下記の揮発油販売業者と揮発油分析委託契約を締結した下記給油所の揮発油について、平成〇〇年〇〇月〇〇日に分析を実施しましたが、その結果は同法施行規則第10条に規定する揮発油規格に適合していることをここに証明いたします。

記

1. 揮発油販売業者の氏名又は名称

〇〇〇〇〇〇〇〇

2. 登録番号

8 - 第〇〇〇〇〇号 - 〇〇〇

3. 給油所の名称

〇〇〇〇〇〇 給油所

4. 給油所の所在地

〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇

見 本 (例)

経 済 産 業 省

〇〇〇〇〇九州第〇〇号
平成〇〇年〇〇月〇〇日

E販売業株式会社
代表取締役 福岡 次郎 殿

九州経済産業局長 九州 太郎

印

生産（確認）揮発油品質維持計画終了日変更認定書

平成〇〇年〇〇月〇〇日付けをもって申請がありました下記の給油所に係る
上記の件については、揮発油等の品質の確保等に関する法律施行規則第14条
の7第1項の規定に基づき、認定します。

記

1. 給油所の名称 〇〇〇〇〇給油所
2. 認定番号 8-〇〇〇〇〇-〇〇〇〇
3. 変更後の生産（確認）計画終了日 平成〇〇年〇〇月〇〇日

⑱分析委託（委託廃止）を届出る場合

品質確保法は揮発油販売業者に、揮発油の品質について、各給油所ごとに揮発油の分析を行う義務を課しています。

この揮発油の分析については下記の2種類の方法があり、揮発油販売業者はこのいずれかを選択することができます。

- (1) 各給油所において、10日ごとに分析を行う方法（本則）（規則第14条第1号抜粋）
- (2) 揮発油販売業者が、各給油所ごとに「揮発油品質維持計画」を作成し、経済産業局の認定を受けることで、概ね1年に1回分析を行う方法（特則）（規則第14条の3抜粋）

以下は、揮発油販売業者が上記（1）を選択し、各給油所ごとに分析委託（委託廃止）届出書を提出する場合の手続きについてです。

<必要書類>

- | | |
|--|----|
| 1. 様式第13 分析委託（委託廃止）届出書・・・・・・・・・・・・・・・・・・ | 81 |
| 2. 委託契約申込書又は委託契約変更届出書（写）・・・・・・・・・・・・・・・・ | 82 |

*委託契約申込書又は委託契約変更届出書（写）は、登録分析機関（P16）に、当該申込書又は当該変更届出書発行の申込を行って下さい。その後、受け付けた事を証明するものとして、当該申込書又は当該変更届出書の右下の受付欄に受付印が捺印されますので、その写しを添付して提出して下さい。

見本として、一般社団法人全国石油協会発行の委託契約申込書（写し）を82ページに例示しています。もちろん、その他の登録分析機関発行のものでも可です。

(記載例)

様式第13 (第15条の2関係)

× 整理番号	
× 受理年月	提出年月日

○年 ○月 ○日

分析委託 (委託廃止) 届出書

<法人の場合> 登記上の名称、住所を記載。
<個人の場合> 住所・氏名を記載。

九州経済産業局長 殿

氏名又は名称及び法人に
あつてはその代表者の氏名
住所

○○株式会社
○○ ○○
○○県○○市○○町○○番地

揮発油等の品質確保等に関する法律第16条の2第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

- 1 登録年月日及び登録番号
○年○月○日 ○—○○○○○
- 2 委託 (委託廃止) に係る給油所の名称及び所在地
○○給油所 ○○県○○市○○町○○
- 3 委託先 (委託廃止先) の指定分析機関の名称
○○○○分析機関
- 4 委託 (委託廃止) の年月日
○年○月○日

・委託の届出をする場合は、
「(委託廃止)」に傍線。

・委託廃止の届出をする場合は、
「委託」に傍線。

(備考) 1、この用紙の大きさは、日本産業規格A4とすること。2、×印の項は、記載しないこと。

(様式1)

見本
(例は、一般社団法人全国石油協会発行、その他の登録分析機関発行も可)



委託契約申込書

平成 年 月 日

一般社団法人 全国石油協会 御中

揮発油等の品質の確保等に関する法律第16条の2第1項の規定に基づき、貴会の揮発油分析委託約款を承認し、下記の給油所で取り扱う揮発油の分析を委託します。

1 委託者 (※は本会記入欄)						
住所	〒 □□□ - □□□□					
氏名又は法人名	フリガナ	代表者名	フリガナ	⑤		
電話番号	□□□□ - □□□□ - □□□□	※市町村コード	□□□□□□			
2 委託給油所 (※は本会記入欄)						
住所	〒 □□□ - □□□□					
給油所名				流通証明発行先		
電話番号	□□□□ - □□□□ - □□□□	※市町村コード	□□□□□□			
品質確保法登録番号	□ - □□□□□ - □□□□	※サンプル番号	□□ - □□□□	※整理番号		
3 委託契約区分・支払方法						
<input type="checkbox"/>	軽減申請分析及び軽減分析	品質維持計画申請方法	<input type="checkbox"/> 1. 申請前1ヶ月間の分析結果証明書を添付する <input type="checkbox"/> 2. 申請後1ヶ月間の分析結果証明書を認定後提出する		円 (円 + 円) (振込)	
		分析開始予定日	平成 年 月 日			
<input type="checkbox"/>	1年分析	品質維持計画予定期間	平成 年 月 日 ~ 年 月 日		円 (振込) 円 × 12 (毎月口座振替)	
		分析開始予定日	平成 年 月 日			
4 振替用口座名 (1年分析で口座振替による支払を選択される場合ご記入下さい。)						
金融機関	店舗名		<input type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座			
コード	コード					
名義人 (フリガナ)						
5 委託料支払						
「1 委託者」と異なる先(支店等)を委託料の請求先とされる場合ご記入下さい						
<input type="checkbox"/> 初回のみ下記に請求 <input type="checkbox"/> 次回以降も下記に請求						
住所	〒 □□□ - □□□□					
	電話番号					
請求先	担当部署		担当者名			
本会使用欄 札幌 仙台 高崎 千葉 名古屋 大阪 広島 高松 福岡 品質管理事業部						受付印

注) 委託する給油所ごとにご提出下さい。

㊦ 揮発油販売業者の登録証明が必要な場合

【記載例】

(注意事項)

- ・「揮発油販売業者登録簿」に登録されている内容に則して証明を行います。
- ・証明書の発行には受付後 10 日程度を要します。余裕をもって申請してください。
- ・切手を貼った返信用封筒（住所、会社名又は氏名、担当者名を明記）を同封してください。

郵便投函の日付を記入→ 平成〇〇年〇〇月〇〇日

九州経済産業局長 殿

(申請者) ↓法人事業者の場合

氏名又は名称及び法人に 株式会社経産石油
 あつてはその代表者の氏名 代表取締役 山田 太郎
 住 所 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 ←本社住所

(申請者) ↓個人事業主の場合

氏名又は名称及び法人に 山田 太郎 ←氏名
 あつてはその代表者の氏名
 住 所 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 ←事業主の現住所

揮発油販売業者の登録証明願いについて

↓不要な一方を削除

当社（私）が、下記のとおり揮発油等の品質の確保等に関する法律に基づき登録を受けている揮発油販売業者であることを証明願います。

記

1. 登録番号 8-〇〇〇〇〇〇 ←初期登録の際の通知書に記載
2. 登録年月日 昭和55年4月1日 ←初期登録の際の通知書に記載
3. 氏名又は名称及び法人に 株式会社経産石油 ←（申請者）欄に同じ
 あつてはその代表者の氏名 代表取締役 山田 太郎
4. 揮発油販売業者の住所 福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1 ←（申請者）欄に同じ
5. 給油所の登録状況

(1) 給油所番号	001	004
(2) 給油所の名称	博多駅東 給油所	天神町 給油所
(3) 給油所の所在地	福岡県福岡市博多区博多駅東 2-11-1	福岡県福岡市中央区天神 10-1-1

(注：給油所の証明が不要な場合は 5. の欄を削除。3 ケ所以上の給油所の証明が必要な場合は適宜欄を追加。)

(連絡先)

担当者氏名： 山田 花子、TEL： 092-123-4567

6. 特定加工業等について（簡略）

（1）特定加工業者の登録の義務

揮発油特定加工業、軽油特定加工業を行おうとする者は、事業を開始する前に、経済産業大臣（経済産業局長）の登録を受ける必要があります。（法第12条の2抜粋、法第12条の9抜粋）

【登録が必要となる者】

- ① 揮発油にエタノールを混和して揮発油（バイオエタノール混合ガソリン）を生産する事業者（揮発油特定加工業者）
- ② 揮発油にE T B E（エチルターシャリーブチルエーテル）を混和して揮発油（バイオE T B E混合ガソリン）を生産する事業者（揮発油特定加工業者）
- ③ 軽油に脂肪酸メチルエステルを混和して軽油（バイオディーゼル混合軽油）を生産する事業者（軽油特定加工業者）

【用語説明】

「特定加工」・・・石油製品に石油製品以外のもの（以下「混和対象物」という。）を混和することにより、石油製品の品質を調整することをいう。

（法第2条第6項抜粋）

「揮発油特定加工業」・・・特定加工して揮発油を生産する事業をいう。

（法第2条第7項抜粋）

「軽油特定加工業」・・・特定加工して軽油を生産する事業をいう。

（法第2条第10項抜粋）

【留意点】

・登録義務の対象は「事業者」であることから、営利目的の有無にかかわらず、バイオ燃料混合ガソリン・軽油を反復継続して生産する者が登録の対象となる。他方、ごく少量を反復継続性なく生産する場合などは、事業者該当しないこととなるため、対象とならない。

・生産の目的が販売であるか自家消費であるかにかかわらず登録が必要。

*この場合の登録免許税は、9万円となります。（登録免許税法第二条、別表第一 九十九（二）及び（三）による）

※申請に係る手続き、登録要件（混合設備の要件）等詳細につきましては、「特定加工業の手引き 平成21年揮発油等品質確保法改正関係 平成20年11月 経済産業省資源エネルギー庁」の「第2章 特定加工業を行う場合の手続きについて（8ページ以降）」をご覧ください。

*当該手引きのアドレスは、次のとおりです。

資源エネルギー庁TOP 政策について 資源・燃料 石油流通・LPガス政策について 石油製品の品質確保について・品質法のご案内（法律の概要） 特定加工業の手引き

http://www.enecho.meti.go.jp/category/resources_and_fuel/distribution/hinnkakuhou/data/cont2-3_shiryou1.pdf

(2) 特定加工業者の品質確認の義務

【揮発油特定加工業者の場合】

揮発油特定加工業者は、特定加工して生産した揮発油を自動車の燃料として販売又は消費するときは、販売・消費するバイオエタノール混合ガソリン・バイオE T B E混合ガソリンが揮発油の強制規格に適合しているか確認する義務が課されます。

この場合の燃料の規格と基準は次のとおりです。

* E 3 対応ガソリン車の燃料の規格の基準は、エタノール：3 体積%以下及び含酸素率：1. 3 質量%以下（E T B Eに換算すると約8. 3 質量%以下）であると共に他の規格と基準に適合したものでなければなりません。

* E 1 0 対応ガソリン車の燃料の規格の基準は、エタノール：1 0 体積%以下及び含酸素率：3. 7 % 質量以下（E T B Eに換算すると約2 2. 0 質量%以下）であると共に他の規格と基準に適合したものでなければなりません。

また、品質確認の頻度については下記の2種類の方法があり、特定加工業者はこのいずれかを選択することができます。

① 特定加工業者による品質確認の頻度は、原則ロットごととするとなっています。

「ロットごと」とは、特定加工する供給設備ごとに、当該供給設備からその容量と同量の揮発油又は軽油が出荷されるごと、ということであり、つまり、特定加工設備において、揮発油又は軽油が生産されたタンク等が一回転する度に一度、品質確認を行う必要があるということであり、

(原則、規則第17条第1項第5号抜粋)

② 上記のように、特定加工業者による品質確認の頻度は、ロットごとに行うのが原則であるとなっています。ただし、特定加工業者においては基準に適合した混合設備の使用が義務づけられることに鑑み、特定加工業者が「特定加工品質確認計画」を作成して経済産業省（局）に申請し、認定を受けることにより、品質確認の頻度を3ヶ月以内に1回の頻度（最低年4回）とすることができるとなっています。（特則、規則第17条の2第1項第5号抜粋）

【軽油特定加工業者の場合】

軽油特定加工業者は、特定加工して生産した軽油を自動車の燃料として販売又は消費するときは、販売・消費するバイオディーゼル混合軽油が軽油の強制規格に適合しているか確認する義務が課されます。

この場合、B 5 対応軽油車の燃料の規格と基準は、脂肪酸メチルエステルを5. 0 質量%以下まで混合するものであると共に他の規格と基準に適合したものでなければならない。

また、品質確認の頻度については、上記（2）の また、以降に記載のとおりです。

【留意点】

・バイオ燃料混合ガソリン・軽油を販売せずに自分で消費する場合（自家消費）でも、この品質確認義務は課されます。

※品質確認の方法、頻度等詳細につきましては、「特定加工業の手引き 平成21年揮発油等品質確保法改正関係 平成20年11月 経済産業省資源エネルギー庁」の「第3章 特定加工業者による品質確認及び特定加工品質確認計画について（31ページ以降）」をご覧ください。

（3）その他留意事項

①高濃度使用の問題点

エタノール、ETBE、脂肪酸メチルエステルをガソリン・軽油と強制規格を超えて高濃度で混合し自動車燃料として販売、消費することは、品質確保法違反となります。

脂肪酸メチルエステルを軽油と混合せずに使用する場合（いわゆる「B100」）の安全性、排ガス性状は確認されておらず、不具合事例も見られますので、品質確保法の軽油の強制規格に適合した混合燃料（B5）での使用をお願いします。

やむを得ず、B100での使用を行う場合には、国土交通省が定める「高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン」を遵守して下さい。

（以下、当該ガイドラインのパンフレットから抜粋）

・高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合等防止のために

廃食用油や菜種油、大豆油などの植物油を原料として生成されるバイオディーゼル燃料（脂肪酸メチルエステル）を軽油の代替燃料として既販のディーゼル自動車に使用する事例が見受けられます。

・混合率5%までは軽油と同じ

品質確保法の改正により、自家消費の場合もバイオディーゼル燃料を軽油に混合する場合の混合率は5%までに制限されます。混合率5%までは通常の自動車燃料の軽油として使用が可能ですが、品質確保法に定める軽油の強制規格を満たしていることが前提となります。

・5%超は不具合発生リスクが高まります

バイオディーゼル100%燃料や混合率5%を超える高濃度バイオディーゼル混合軽油は通常の軽油と燃料性状が異なります。

バイオディーゼル燃料の特性に対応した車両対策を行わなかった場合の不具合も報告されています。

・高濃度で利用する時には！

地産地消の取組などでバイオディーゼル100%燃料を利用する場合や、試験研究のための特例措置（軽油は規則第22条の3に規定、揮発油は規則第10条の3に規定、手続き先は資源エネルギー庁石油流通課）により混合率5%超の規格外バイオ混合軽油を使用する場合には、使用する車両の管理を徹底し、適切な燃料品質の確保、車両対策や特別な点検整備を行い、車両不具合の発生や排出ガス性能の悪化の防止に留意する必要があります。

・バイオディーゼル燃料使用に関するお問い合わせ窓口は、次のとおりです。

国土交通省

自動車交通局技術安全部環境課 03-5253-8111（内線）42523

九州運輸局 自動車技術安全部 092-472-2546

*当該ガイドラインのアドレスは、次のとおりです。

ホーム▽報道・広報▽報道発表資料▽「高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン」を制定しました。

▽ガイドライン周知用パンフレット「高濃度バイオディーゼル燃料等を使用する皆様へ」

▽高濃度バイオディーゼル燃料等の使用による車両不具合等防止のためのガイドライン（指導要領）

- ・ <http://www.mlit.go.jp/common/000032567.pdf>
- ・ <http://www.mlit.go.jp/common/000032568.pdf>

② 製造・利用に当たっての関係法律手続き

バイオ燃料の製造や自動車燃料への利用に当たっては、品質確保法のほか、関連する法律手続きの必要性の有無を確認し、適切な対応をお願いします。

- ・ 危険物の取扱いに当たっての手続き（消防法、市町村の火災予防条例）
- ・ 税法上の手続き（揮発油税、軽油引取税）

等

手続きに関する詳しい内容は、所管の消防署、税事務所などにお問い合わせ下さい。

7. 備蓄法について

*上記の「備蓄法」の正式名称は、「石油の備蓄の確保等に関する法律」です。

(目的)

第一条 この法律は、石油の備蓄を確保するとともに、備蓄に係る石油の適切な供給を図るための措置を講ずることにより、我が国への石油の供給が不足する事態及び我が国における災害の発生により国内の特定の地域への石油の供給が不足する事態が生じた場合において石油の安定的な供給を確保し、もつて国民生活の安定と国民経済の円滑な運営に資することを目的とする。

このような目的の中で、石油販売事業者が、石油の供給に関し、直接消費者に接触する事業であることにかんがみ、常時その事業活動の実情について把握する必要から、石油の販売の事業を行おうとする者は、あらかじめ経済産業大臣に届け出ること、および届け出た事項を変更又は廃止する場合にも同様に届け出ることが法律により義務づけられています。

さらに、その事業に関しての報告徴収、立入検査に従うことが義務付けられています。

なお、開始の届出をせず、又は虚偽の届出をすると50万円以下の罰金、変更及び廃止の届出をせず、又は虚偽の届出をすると20万円以下の過料に処せられることになっています。

ただし、既に「旧石油業法」に基づく石油製品販売業開始届出書の提出をしている者については、改めて開始届出書を提出する必要はありませんが、届け出した事項に変更がある場合、石油販売業を廃止した場合は、「備蓄法」に基づき、変更届出又は廃止届出が必要になります。

(注意事項)

*「石油販売業者」とは、営利目的であるか否かを問わず、自己の名義により継続反復して石油を有償で他人に譲渡することを目的として事業活動を行う者を指しています。(自家用は対象となりません。)

*複数の営業所(給油所、支店、支所、油槽所、貯蔵所など)で販売を行う場合は、開始届において全ての営業所を届け出るとともに、営業所が増減する毎に開始届出が必要です。

*給油所(SS)を運営する場合、品質確保法律による登録を受ければこと足りるとして、備蓄法による届出を怠るケースが見受けられますのでご注意ください。ただし、品質確保法の登録を受けた者で、揮発油(ガソリン)の販売のみを行う営業所は、当該営業所についての備蓄法による届出は不要となっています。

*法の対象となる者は、個人・法人を問わず届出を要します。

*主たる事務所の所在地とは、原則として、次のとおりです。

- ・法人にあつては、本社の所在地
- ・個人にあつては、本人の住民票上の住所

1. 届出を必要とする者とは

石油：この法律でいう『石油』とは、原油、指定石油製品（揮発油、灯油（ジェット燃油）、軽油、重油）及びプロパン、ブタンを主成分とする石油ガス（液化したものを含む）をいいます。

従って、潤滑油、アスファルト、グリース等については対象外のため届出は不要です。

石油販売業：以下（1）①～③のいずれかに該当する者は届出を必要とします。

『石油の販売を行う事業』とは営利目的であるか否かを問わず、自己の名義により継続反復して有償で他人に譲渡することを目的として事業活動を行う者を指しています。

（卸売業者も含みます。）

* 自家用は届出対象外です。 但し、一般販売も行う場合には届出が必要になります。

（1）届出を必要とする販売業者

①原油又は指定石油製品の販売を行う事業にあつては、消防法第9条の3に規定する指定数量を超える場合 （★貯蔵タンク等の施設を有する場合）

（参考：消防法に規定する指定数量）

第4類	第1石油類（ガソリン他）	200 リットル
	第2石油類（灯油・軽油他）	1,000 リットル
	第3石油類（重油他）	2,000 リットル

②石油ガスの販売を行う事業にあつては、使用するタンクの容量が5トンを超える場合

③上記①・②に掲げるもののほか、「当該年度の販売予定量」又は「前年度の販売量」のいずれか大きい数量が、次の数量を超える場合 （★施設を有しない場合等）

（イ）原油	1,000 キロリットル
（ロ）揮発油	2,400 キロリットル
（ハ）灯油	60 キロリットル
（ニ）軽油	1,800 キロリットル
（ホ）重油	120 キロリットル
（ヘ）石油ガス	360 トン

（2）注意事項

- ・「揮発油等の品質の確保等に関する法律」（品質確保法）の登録を受けた者（ガソリンスタンド）で、揮発油のみを販売している場合については、当該届出は不要です。
- ・複数の事業所（給油所）で販売を行う場合は、事業所毎に届出が必要です。

2. 開始届出は、どのような場合に必要か

石油販売業開始届出は、以下の（１）①～⑤に該当する場合に必要です。

（１）開始届出が必要なケース（石油備蓄法第２７条第１項）

- ①はじめて石油販売業を行う場合
- ②事業所（給油所等）を新設・譲受・借用等により追加して販売を行う場合
- ③法人が合併（承継）する場合（新設合併、吸収合併）
- ④石油の販売数量が規則で規定する数量以上になる場合
- ⑤組織を変更する以下の場合（開始届出及び廃止届出の提出が必要）
個人 ↔ 法人合資・合名会社 ↔ 株式・有限会社など

（２）届出に必要な書類

石油販売業開始届出書（様式第１７）（添付書類は不要）

3. 廃止届出は、どのような場合に必要か

石油販売業廃止届出は、以下の（１）①～⑤に該当する場合に必要です。

（１）廃止届出が必要なケース（石油備蓄法第２７条第３項で準用する第２６条第３項）

- ①石油販売業をやめる場合
- ②法人を廃棄、譲渡、貸与等する場合
- ③法人を合併（承継）する場合（新設合併、吸収合併）（開始届出書及び廃止届出書の提出が必要）
- ④石油の販売数量が規則で規定する数量未満になる場合
- ⑤組織を変更した以下の場合（開始届出書及び廃止届出書の提出が必要）
個人 ↔ 法人合資・合名会社 ↔ 株式・有限会社など

（２）届出に必要な書類

石油販売業廃止届出書（様式第１９）（添付書類は不要）

※「廃止の理由」、「設備の処分に関する事項」欄については、記載漏れのないよう注意。

（例）「廃止の理由」：譲渡（運営者交替）、合併、営業不振、その他（組織変更等）

「設備の処分に関する事項」：設備撤去、～へ譲渡、～へ引き継ぐ（運営者交替）
等を記載して下さい。

4. 変更届出は、どのような場合に必要か

石油販売業変更届出は、以下の（１）①～⑩に該当する場合に必要です。

（１）変更届出が必要なケース（石油備蓄法第２７条第２項）

- ①法人の代表者を変更した場合

- ②法人の名称を変更した場合
- ③個人事業者が相続（承継）した場合
- ④個人事業者（養子縁組等により）の名称が変わった場合
- ⑤組織を変更した場合（法人格の同一性が維持される以下の場合等）
- ⑥事業者住所（本社）を変更した場合、又は住居表示が変更された場合
※市町村合併による住所変更を除く
- ⑦事業所（給油所等）の名称を変更した場合、又は住居表示が変更された場合
- ⑧販売する石油の種類を変更した場合
- ⑨元売業者等主たる仕入先を変更した場合
- ⑩主たる販売施設（タンクの容量、計量器の数）を変更した場合
- ⑪事業所（給油所等）を1～複数箇所（全てではない）廃棄、譲渡、貸与する場合

(2) 届出に必要な書類

石油販売業変更届出書（様式第18）（添付書類は不要）

※「変更事項」欄には“どこの事業所に係るどのような変更なのか”を記載願います。

※変更事項が多く記載しきれない場合は、「別紙のとおり」として別紙の添付も可。

☆ 届出書の提出にあたって ☆

- ・ 原則、下記メールアドレス宛に電子ファイルにてご提出をお願いします。

※なお、手続き完了後、「手続きが完了した」旨を、提出いただいたアドレス宛にメールにてご連絡させていただきますが、届出者用の控え（受付印を押したもの）が必要な場合は、その旨、提出メール本文にご記載いただきますようお願いいたします。

- ・ 届出は、主たる事務所（本社・本店）の所在地を管轄する経済産業局へ提出して下さい。

個人の場合は本人の住所（住民票に記載）が所在地になります。

- ・ 紙でご提出いただく場合、2部作成の上、提出願います。

1部—経済産業本省用（正本）、1部—経済産業局用（副本）、

※届出者用の控えが必要な場合、返信用封筒と共に更に1部追加して下さい（計3部）。

☆ 届出書の提出先など ☆

- ・ 届出者の主たる事務所が以下の所在地の場合

福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県

提出先：

（メール提出の場合）

九州経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課

bzl-sekiyuhannbai-bichiku@meti.go.jp

(郵送の場合)

〒812- 8546 福岡市博多区博多駅東 2- 11- 1 (福岡合同庁舎本館 7 階)

九州経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課

・ 本件に関するお問い合わせ先 :

九州経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課

E メール : bzl-sekiyuhannbai-bichiku@meti.go.jp TEL:092-482-5476

②(特定)石油販売業開始届出書・・(記入例)

様式第17(第33条関係)

(第1面)

届出番号

開始届出書の届出番号は未記入です。

(特定)石油販売業開始届出書

〇〇年〇〇月〇〇日

開始届出書は、事業開始日よりも前に提出してください。

経済産業大臣 殿

「住所」について、法人の場合は謄本などで登記されている住所、個人の場合は住民票上の本人の住所です。
また、「主たる事務所の所在地」は実際に本社業務を行っている住所です。ほとんどの場合、両社は同じですが中には異なる場合(ペーパー会社など)もあります。届出書の提出先は、「主たる事務所の所在地」を管轄する経済産業局です。

(届出者)

商号、名称 〇〇石油株式会社
氏 名 代表取締役 〇〇 〇〇
(法人にあつては、代表者の氏名)
住 所 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地

(特定)石油販売業を次のとおり行いたいので、石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第1項の規定により、届け出ます。

1 主たる事務所の所在地	(郵便番号〇〇〇—〇〇〇〇) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 電話番号 (〇〇〇) 〇〇—〇〇〇〇〇
2 営業所の所在地	
名 称	所 在 地
〇〇給油所	(郵便番号〇〇〇—〇〇〇〇) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 電話番号 (〇〇〇) 〇〇—〇〇〇〇〇
〇〇支店	(郵便番号〇〇〇—〇〇〇〇) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 電話番号 (〇〇〇) 〇〇—〇〇〇〇〇
〇〇貯蔵所	(郵便番号 〇〇〇—〇〇〇〇) 〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 電話番号 (〇〇〇) 〇〇—〇〇〇〇〇

「営業所の所在地」欄は、必要に応じ加増又は削減しても構いません。

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 「営業所」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第1面の次に添付すること。

3 主たる販売施設の概要			
営業所の名称	〇〇給油所	「タンク基数」は、一つのタンクを中仕切りで区切っているような場合、それぞれの油種を1基とみなします。 「計量器数」は、同時給油できるノズルの本数とします。	
貯蔵施設・計量器 (可搬式も含む。)			
(油種)	(タンク総容量)	(タンク基数)	計量器数
a 揮発油	〇〇 KL	〇 基	〇 基
b 灯油	〇〇 KL	〇 基	〇 基
c 軽油	〇〇 KL	〇 基	〇 基
d	KL	基	基
e	KL	基	基
営業所の名称	〇〇支店	貯蔵施設等がない場合は空欄で構いませんが、販売形態 (例：ペーパー販売等) を空いている箇所に記入して下さい。	
貯蔵施設・計量器 (可搬式も含む。)			
(油種)	(タンク総容量)	(タンク基数)	計量器数
a 揮発油	KL	基	基
b 灯油	KL	基	基
c 軽油	KL	基	基
d	KL	基	基
e	KL	基	基
営業所の名称	〇〇貯蔵所	貯蔵所の場合の「計量器数」はメーターの数となります。	
貯蔵施設・計量器 (可搬式も含む。)			
(油種)	(タンク総容量)	(タンク基数)	計量器数
a 揮発油	〇〇 KL	〇 基	〇 基
b 灯油	〇〇 KL	〇 基	〇 基
c 軽油	〇〇 KL	〇 基	〇 基
d	KL	基	基
e	KL	基	基
4 主たる仕入先	〇〇株式会社、〇〇石	元売り名、特約店、卸業者名などを記入して下さい。	
5 販売しようとする石油の種類	〇〇、	原油、揮発油、灯油、軽油、重油、LPガスなど販売する油種を記入して下さい。なお、潤滑油、アスファルト、グリース等については届出対象外です。	
6 事業開始予定時期	〇〇年〇〇月〇〇日		
「主たる販売施設の概要」欄は、必要に応じ加増又は削減しても構いません。			

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 「主たる販売施設の概要」は営業所ごとに記載すること。
 - 3 「主たる販売施設の概要」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第2面の次に添付すること。

(次の第3面、第4面、第5面は、次に該当する者のみ記載して提出して下さい。)

1. 次の第3面は、**特定石油販売業者のみ**記載して提出して下さい。

* 「特定石油販売業者」とは、法第二条の規定により、石油販売業者（石油精製業者を除く。）のうち、その石油の年間の販売量が経済産業省令で定める量以上（施行規則第5条第1項に、**石油の年間の販売量は、二百五十万キロリットル以上**とする、と規定。）のもので、かつ、石油精製業者のいずれかと経済産業省令で定める**密接な関係**（施行規則第5条第2項及び3項に規定。）を有するものをいう、となっています。

該当する特定石油販売業者の場合は、次の3面に必要事項を記載して提出して下さい。

2. 次の第4面は、**法第27条第1項第5号の石油販売業者のみ**記載して提出して下さい。

* 「**法第27条第1項第5号の石油販売業者**」とは、自動車に直接給油する事業を行う営業所（給油設備の規模が一定の規模以上であることその他の経済産業省令で定める要件（施行規則第三十三条第2項、更に告示で規定）に該当するものに限る。）を有する石油販売業者となっています。

所謂「**中核給油所**」のことです。「**中核給油所**」である場合は、次の4面に必要事項を記載して提出して下さい。

「**中核給油所**」とは、東日本大震災の教訓を踏まえて、2012（平成24）年8月に石油備蓄法を改正したもので、全国的な防災・減災の観点から、地域における石油製品サプライチェーンの災害対応能力強化が重要という認識のもと、災害時に地域の石油製品供給の拠点となる、自家発電設備や大型タンク等を備えた給油所のことです。

なお、「**中核給油所**」は、大規模災害発生時に稼働の可否を政府に報告し、継続して稼働できる場合は緊急車両への優先給油に協力することとなっています。

3. 次の第5面は、**法第27条第1項第5号の石油販売業者で、特定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーを有している場合のみ**記載して提出して下さい。

* 所謂「**中核給油所**」であって、特定石油製品（施行規則第二条に、揮発油、灯油（ジェット燃料油を含む。）、軽油及び重油とする、と規定。）の輸送の用に供するタンクローリーを有している場合は、次の5面に必要事項を記載して提出して下さい。

(特定石油販売業者のみ記載)

7 密接な関係を有する石油精製業者の商号、名称又は氏名			
〇〇石油株式会社、代表取締役 〇〇 〇〇			
8 石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及び所在地			
名 称	〇〇	所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 電話番号 (〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇
石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力			
〇〇			
名 称	〇〇	所在地	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地 電話番号 (〇〇〇) 〇〇-〇〇〇〇
石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力			
〇〇			

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 「貯蔵施設」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第3面の次に添付すること。

(法第27条第1項第5号の石油販売業者のみ記載)

9 営業所の給油設備の規模	
営業所の名称	〇〇給油所
給油設備のレーン数	〇〇
給油設備に用いる自家発電機の容量	〇〇 KVA
営業所の名称	〇〇給油所
給油設備のレーン数	〇〇
給油設備に用いる自家発電機の容量	〇〇 KVA

10 災害が発生した場合における営業所の状況の確認を受けるための電話番号その他の連絡先

営業所の名称	〇〇給油所
電話番号その他の連絡先	電話番号 (〇〇〇) 〇〇—〇〇〇〇 FAX番号 (〇〇〇) 〇〇—〇〇〇〇 メールアドレス (〇〇〇) 〇〇—〇〇〇〇
営業所の名称	〇〇給油所
電話番号その他の連絡先	電話番号 (〇〇〇) 〇〇—〇〇〇〇 FAX番号 (〇〇〇) 〇〇—〇〇〇〇 メールアドレス (〇〇〇) 〇〇—〇〇〇〇

- 備考
- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
 - 2 「営業所」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第4面の次に添付すること。
 - 3 「電話番号その他の連絡先」欄には、電話番号、電子メールアドレス等の事項を複数記載すること。

(記 入 例)

(第5面)

(法第27条第1項第5号の石油販売業者で、指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーを有している場合のみ記載)

11 営業所ごとの指定石油製品の輸送の用に供するタンクローリーに関する事項

営業所の名称	〇〇給油所
--------	-------

タンクローリーの数	〇〇	台
-----------	----	---

指定石油製品の種類	〇〇
-----------	----

最大容量	〇〇	リットル		
(〇〇	リットル×	〇〇	室)

設置場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇株式会社	〇〇給油所
------	---------------	--------	-------

指定石油製品の種類	〇〇
-----------	----

最大容量	〇〇	リットル		
(〇〇	リットル×	〇〇	室)

設置場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇株式会社	〇〇給油所
------	---------------	--------	-------

営業所の名称	〇〇給油所
--------	-------

タンクローリーの数	〇〇	台
-----------	----	---

指定石油製品の種類	〇〇
-----------	----

最大容量	〇〇	リットル		
(〇〇	リットル×	〇〇	室)

設置場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇株式会社	〇〇給油所
------	---------------	--------	-------

指定石油製品の種類	〇〇
-----------	----

最大容量	〇〇	リットル		
(〇〇	リットル×	〇〇	室)

設置場所	〇〇県〇〇市〇〇町〇〇番地	〇〇株式会社	〇〇給油所
------	---------------	--------	-------

- 備考 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
2 「営業所」、「タンクローリー」について記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、第5面の次に添付すること。

② (特定) 石油販売業変更届出書 (記入例)

様式第18 (第33条関係)

届出番号 ○○-○○-○○-○○○○○-○○

返送された開始届出書 (写) に記入している届出番号を記入して下さい。

(特定) 石油販売業変更届出書

○○年○○月○○日

経済産業大臣 殿

変更届出書は、主たる事務所の所在地又は営業所の所在地を変更する場合は、変更日より前に提出し、その他の場合は変更後遅滞なく提出して下さい。

(届出者)

商号、名称 ○○石油株式会社

氏名 代表取締役 ○○ ○○

(法人にあっては、代表者の氏名)

住所 ○○県○○市○○町○○番地

(電話) (○○○) ○○-○○○○

石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第2項の規定により、次のとおり届け出ます。

変更事項	○○○	届出事項の変更 例) 商号/名称の変更、住所/主たる事務所の所在地の変更、代表者の変更、営業所名称の変更、販売油種の変更、タンク総容量の変更、計量器数の変更、主たる仕入れ先の変更など
変更前	○○○○	
変更後	○○○○	
変更(予定)年月日	○○年○○月○○日	
変更の理由	○○○○○	例) 取締役会議の決議による、経営合理化のため、○○から譲受のため、○○へ譲渡のため、○○と合併のため、など具体的に記入して下さい。
設備の処分に関する事項	○○○○○	例) ○○へ譲渡、設備撤去、など具体的に記入して下さい。

備考

- 1 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。
- 2 変更事項の欄には、法第27条第1項第1号から第6号までのうち、変更する事項を記載すること。
- 3 法第27条第1項第3号から第5号に規定する事項を変更する場合は、「変更年月日」を「変更予定年月日」とすること。
- 4 「密接な関係を有する石油精製業者の商号、名称又は氏名」又は「石油の種類ごとの貯蔵施設の貯蔵能力及び所在地」を変更する場合は、当該変更の明細を記した書面を添付すること。
- 5 「設備の処分に関する事項」の欄は、営業所の所在地を変更する場合に限り記載すること。

②③ (特定) 石油販売業廃止届出書・・(記入例)

様式第19 (第33条関係)

届出番号 ○○-○○-○○-○○○○○-○○
返送された開始届出書(写)又は変更届出書(写)に記入している届出番号を記入して下さい。

(特定) 石油販売業廃止届出書

○○年○○月○○日

廃止届出書は、事業廃止後遅滞なく提出して下さい。

経済産業大臣 殿

(届出者)

商号、名称 ○○石油株式会社

氏名 代表取締役 ○○ ○○

(法人にあつては、代表者の氏名)

住所 ○○県○○市○○町○○番地

(電話) (○○○) ○○-○○○○

(特定) 石油販売業を廃止したので、石油の備蓄の確保等に関する法律第27条第3項において準用する第26条第3項の規定により届け出ます。

廃止年月日	○○年○○月○○日
廃止の理由	○○○○○  例) ○○と合併のため、○○へ経営譲渡のため、営業不振により廃業のため、など具体的に記入して下さい。
設備の処分に関する事項	(廃止事業所の名称) ○○ (設備の廃止方法) ○○○○○  例) 設備撤去、運営者交代、○○へ譲渡、など具体的に記入して下さい。

備考 用紙の大きさは、日本産業規格A4とする。

廃止の理由、設備の処分に関する事項(設備の廃止方法)の欄には

『設備撤去』や『運営者交代』『譲渡』等を記入下さい。

8. 商業登記簿謄本（登記事項証明書）について

登記事項証明書は登記所の窓口、郵送による請求のほか、法務局のHPからオンライン申請で取得することができます。オンラインによる請求は手数料が安く平日は21時まで可能です。詳細については法務局のHPをご覧ください。

http://houmukyoku.moj.go.jp/homu/static/online_syoumei_annai.html

(組織案内)

九州経済産業局は、経済産業省の九州地域7県（福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県）におけるブロック機関であり、経済産業施策の総合的な窓口機関です。

(周辺地図)



(交通案内)

- ・ JR博多駅筑紫口から徒歩7分
- ・ 地下鉄博多駅筑紫口から徒歩7分
- ・ 博多駅筑紫口バス停から徒歩5分
- ・ 駅東二丁目バス停から徒歩5分

経済産業省

[発行 令和3年9月]

九州経済産業局 資源エネルギー環境部 資源・燃料課

TEL 092-482-5478 FAX 092-482-5394

〒812-8546 福岡市博多区博多駅東 2-11-1 福岡合同庁舎 (本館 7階)

ホームページ <https://www.kyushu.meti.go.jp/>